

温泉地域研究

第17号

2011年9月

論文

- 温泉地のアジール性についての考察
—戦国時代の禁制と近世ヨーロッパの温泉地中立地帯宣言—
..... 石川理夫 (1)
- 北京市小湯山における温泉観光開発
..... 浦 達雄 (13)

研究ノート

- 温泉地における東日本大震災の影響と復興支援活動
..... 山村順次 (21)

基調講演

- 湯河原温泉の現状と課題—温泉保護を含む— 富田幸宏 (29)

シンポジウム

- 湯河原温泉の活性化への取り組み (33)

温泉地情報

- 八瀬かまぶろ温泉「ふるさと」—かまぶろ入浴体験記 高橋祐次 (36)
- 子供たちの考えるグリーンツーリズムの仕掛けづくり
—井川の田代温泉 新田時也 (38)
- 広島市の歓楽街にある温泉—「音戸温泉」 新田時也 (40)

- 学会記事 (42)

日本温泉地域学会

温泉地のアジール性についての考察

— 戦国時代の禁制と近世ヨーロッパの温泉地中立地帯宣言 —

Asylum as an Attribute of Spa Region

— Prohibitions issued in the Sengoku Era and Proclamation of the Neutrality of Spa Regions in the European Modern Age —

石川理夫*
Michio ISHIKAWA

キーワード: アジール (asylum)・属性 (attribute)・禁制 (prohibition)・保護状 (Schutzbrief [D] ,sauvegarde [F])・中立地帯宣言 (proclamation of neutrality)

1 温泉地は本質的にどのような場か

(1) 研究課題となる温泉地の特性、属性

温泉地は、人間が温泉と出会って利用するようになったはるか古より、人とのかかわりや営みとともに歴史的文化的に育まれてきた固有の土地である。長い時間をかけて形成されてきた温泉地とは本質的に一体どんな場で、どのような特色を持つのか。

温泉地域研究の課題は広く大きいですが、温泉(地)の原点に立ち返るような問いを自らに発することは、温泉地の存在意義を今日的に見つめ直すために必要ではないだろうか。

その場合、温泉地の基本的な成り立ち、存立構造とかかわり合い、温泉地が備えてきた際立つ特性、属性というものも明らかにしていかなければならないと考える。

そうした温泉地の特性、属性はいくつか想定され得る。しかもある属性から別の属性が派生するといった、相互のかかわり合いが想像できる。温泉地の属性として措定されるものについて冒頭若干ふれておきたい。

まず一つ。東日本の歴史ある温泉地で時期的には中世期の室町時代頃から明治時代に至

るまで顕著に存在した共同湯「惣(総)湯」の成立過程と存立構造について、筆者はこれまで考察してきた。そこから「共同性」という概念が温泉地の規範として浮かび上がる。

もとより温泉地が共同で育んだものは共同湯だけではない。たとえば長野県の野沢温泉、湯田中温泉、渋温泉では、それぞれ伝統的な温泉地域共同体に根ざす野沢組・野沢会、共益会、和合会という法人格を備えるに至った自治組織が共同湯と大半の源泉、そして温泉や地下水源を育む涵養林など惣(総)有財産的な組・会所有地を保全、共同で管理運営する¹⁾。ここにも地域共有資源の自主的な共同管理概念として知られる「コモンズ」に相通じる、<共同性>という規範が生き生きと脈打つ。この<共同性>こそ、温泉地の核的な特性、属性の一つと考えられる。

温泉地の基には温泉の湧出がある。それは超常的現象とみなされ、畏怖の対象とされた。同時に、資源と呼ばれるように温泉は人に喜び、安らぎをもたらし、何らかの治癒力を発揮すると古くから認知されてきた。この“天

*温泉評論家

与”の恵みを見つめる人間のまなざしや心性、すなわち畏敬の念がいかに深いものであったかは容易に想像できよう。

温泉地はそのような精神世界をも投影した特別な場所として意識され、かたちづくられてきた。こうした畏怖、畏敬の念は、温泉(地)を特別な場として神聖視する感情を生み出してきた。そこから温泉(地)の<聖性>という観念が生じている。この聖性も温泉地の特性、属性とみなされるのではないだろうか。

(2) 温泉地の属性とアジール性

温泉の聖性は、それを属性とみなしたかは別として、日本でも温泉信仰、湯起請等の観点から多く論じられてきた。ひるがえれば、古代ケルト人やギリシア・ローマ人、アメリカ新大陸の先住民諸族をはじめとする世界で、(温)泉の湧き出る土地が(温)泉の神が居る、あるいは司る場とみなされ²⁾、代表的なイギリスの温泉地バースのようにケルト人の温泉神を引き継いで古代ローマ人が神殿を建てるなど、聖なる場と崇められた。

ただし、温泉(地)は単に温泉信仰など祭祀的宗教的な対象になったという側面にとどまらない。天与の治癒力を感得する、人間にとってかけがえのない“癒しと救いの聖所”でもあると受けとめられた。温泉(地)の聖性、聖地性格はいわば両義的な意味を帯びていた。

そこからは温泉地に備わる<湯治場性>もまた、一つの特性、属性として見てとれる。さらにアジール概念も本来、祭祀的宗教的権威とのかかわりだけでなくこの両義的な意味で聖(地)性と結びついていた。したがって<アジール性>というものも、温泉地のまた

重要な特性、属性の一つだったのではないかというのが、本稿の課題である。

そこで本稿では、日本の戦国時代に温泉地へ出した禁制(制札)と、近世・近代ヨーロッパの戦時に温泉地に保護状(Schutzbrief〔独〕、sauvegarde〔仏])を交付したこと、またそれをもって交戦国同士が温泉地を中立平和地帯とみなす協定を交わした事例を取り上げる。こうした事実や温泉地とアジールのかかわりについてこれまで言及はしてきたが³⁾、問題意識の範囲にとどまっていた。本稿では新たな資料をもとに考察を深めたい。

2 アジール論と共同浴場、温泉(地)

(1) アジールとは

前提として、これまで温泉(地)とのかかわるアジール論、研究があったかどうかについて述べておきたい。

アジール(Asyl〔独〕、asile〔仏〕、asylum〔英])はギリシア語で「不可侵」を意味するasylonに由来する。古代ギリシアでは、各ポリスの中心にある神殿など聖域=不可侵空間がアジールの典型で、そこでは争い事や逃げ込んだ人をつかまえることは禁じられた。

こうした歴史背景のもとに、ドイツ語では「庇護、避難所、逃げ込み場、憩いの場所、平和領域、聖域」といった、関連する広い概念をはらんでいる。すなわち意味するものは歴史的であり、アジール権、アジール法と呼ばれるように法の領域でもあり、聖(地)性や宗教性、心身の癒しなど精神世界や各共同体における社会的な場や関係性にもかかわり、対象はじつに幅広い。以下、表1に古来、諸地域でアジールとみなされた典型的な場所

表1 古来、アジールとみなされた場所

古ゲルマン社会	ケルト人	中世ヨーロッパ	中世日本
森、聖なる山 祭祀の場、墓所…	湧泉・温泉 森…	自治権を有した都市 教会堂、居酒屋、共同浴場など	山林、社寺の一部とくに 縁切寺・駆込み寺など

(注) 筆者作成。

を示した。

古来認められてきたアジールの中でも、アジール権やアジール法に関しては、近世以降ヨーロッパでは中央集権国家の確立と法制度の体系化を通じて撤廃されていった、と考えられてきた。法としてのアジール(庇護)についてドイツの法制史学者オルトヴィン・ヘンスラー (Ortwin Henssler) は、「一人の人間が、特定の空間、人間、ないし時間と関係することによって、持続的あるいは一時的に不可侵なものとなる、その拘束力を備えた状態」⁴⁾と規定した。要約すれば、アジール(権・法)の成立には特定の空間・場、あるいは特定の(宗教的、聖性を帯びた)権威の人との関係、そうした権威が及ぶ時間がかかわっているとす。

ヘンスラーは古ゲルマン社会のアジール考察から、アジール(法)には「平和秩序」と「聖性(ハイリヒカイト)」すなわち「平和聖性」⁵⁾が根底にあるという認識を示す。聖性(Heiligkeit)にかかわるとされる概念「ハイル(Heil)」⁶⁾には「幸福、安全、健康」の意味があり、ドイツ語でHeil-bad(ハイルバート)は「鉱泉(浴)・薬湯」を意味する。いずれも温泉地のアジール性を考える上で示唆的である。

(2) 阿部謹也、網野善彦のアジール論

日本では中世に社寺の一部がアジールとして機能していたことを、早くには平泉澄が『中世に於ける社寺と社会との関係』(1926)で考察していた。戦後はとくに日本中世史で網野善彦、西欧中世史で阿部謹也の両氏が互い

に共鳴し合いながら多くの優れたアジール論を展開してきたことは衆知のとおりである。その中から本稿のテーマに近い論旨を紹介する。

阿部は、温泉ではないが中世ドイツの町や村に多くあった浴場主経営による共同浴場を「居酒屋と同様に共同生活の重要な中心をなして…身体の汗をぬぐい、疲れをいやした…市民や村民の社交場」⁷⁾と述べ、共同体成員のふだんの健康維持や保養、ふれあいの場として果たした役割、入浴が中世庶民生活に大きな役割を占めていたことを高く評価した。そして共同浴場は同時に、「特別な『平和領域』で…そこではいかなる暴力も禁じられ、犯罪者もその内部で逮捕されてはならない『自由』な場所」⁸⁾、「公的な場で…平和の場…浴場は平和領域アジールでもあった」⁹⁾(ゴシックは筆者)と指摘している。

一方、網野は、「山林は『無主』『無縁』であるとともに『聖地』の意味を持ち、アジールである場合が多かった」¹⁰⁾と、日本のアジールと聖(地)性のかかわりに注目していた。

そして後に、「厠も厠神が住む冥界とこの世の境と考えられ…アジールとなりえた。また、湯屋が合戦のない日には敵味方がともに入浴して、語りして過ごした平和領域であったこともよく知られているが(『源威集』)…これは恐らくは聖地としての温泉につながっていく問題であろう」¹¹⁾(ゴシックは筆者)と述べている。これは1978年初版『無縁・公界・楽』の増補版を1987年に出版した際に付けた補注をふまえたものだ。

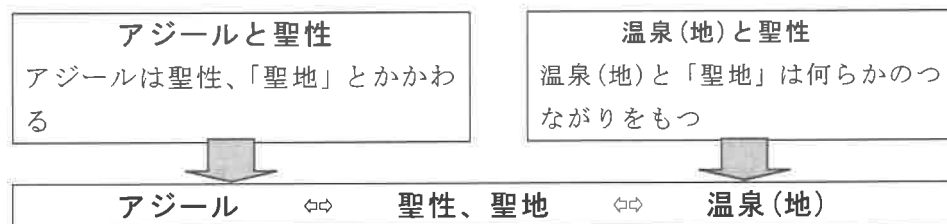


図1 阿部、網野両氏のアジール論から
(注) 筆者作成。

同補注では、先の阿部の論を受け、14世紀末に南北朝時代の戦乱模様を描写した『源威集』から、合戦の舞台となった京都の「湯屋が平和領域であった」¹²⁾ 事実、湯屋の特質を高く評価する。さらに日本中世史の黒田日出男が、湯屋は仏神の聖なる場として「病患を除き、五体の垢穢を浄め、身心を清浄にするものと観念されていた」「温泉も中世、霊山・霊地であった」とする論述¹³⁾を引くかたちで、「聖地としての温泉は、古代にまで遡りうるものと思われ」「温泉の持つ意味も今後さらに追究される必要がある」（ゴシックは筆者）と記している¹⁴⁾。

阿部、網野両氏のアジール論から、アジールと聖（地）性とのかかわり、他方で温泉と聖地性格とのかかわりが示唆されている（図1）。ここから聖（地）性という属性を媒介に温泉（地）とアジールのかかわりが輪郭的ながら見えてくるだろう。ただし、残念ながらこれ以上は温泉（地）とアジールの考察が進んだとは言えなかった。

3 温泉地に与えた戦国時代の禁制

(1) 石川県山中温泉への禁制

南北朝時代には合戦の間、湯屋に「平和領域」、まさしくアジールが現出し、戦う相手同士まだ名を名乗り合えるほど、人の顔が見えていた。しかし応仁の乱(1467-77)以降、戦国時代に突入する。戦のない日はなく、非情さを増すが、この時代に温泉地はどうであったか。

日本に古湯は少なくないが、輪郭が見えてくるのは中世以降。温泉（地）の聖性にかかわる温泉信仰の証、温泉寺縁起がつくられるのもこの時期である。同時に、武士や文人、宗教家など広がりが増す湯治記録から、温泉地の湯治場性もより確かなものとなる。

その戦国時代に大名・武将らが社寺、郷(惣)村などに、当地でやってはならない事項を掲げた禁制(制札)を与えたことは知られている。中世初頭より散見される禁制が、戦国時

代に多く出されたのは、時代状況が要請していた。制札は支配権を握りそうな、あるいは実際に握った側が出すため、自軍にも拘束力を持ち、与えた土地での乱暴狼藉行為を抑えることができた。また、出してもらいたい側がかなりの対価を払うこともあった。

そうした中に加賀国江沼郡山中湯（石川県山中温泉）、相模国そこくら（神奈川県底倉・堂ヶ島温泉）、摂州湯山（兵庫県有馬温泉）¹⁵⁾など温泉地に与えた禁制(制札)がある。山中温泉に対しては織田信長の武将・柴田勝家が1580（天正8）年8月に禁制を出した¹⁶⁾。

禁制 山中湯

- 一、當手軍勢甲乙人乱妨狼藉之事
 - 一、陣取之事
 - 一、放火之事
 - 一、竹木伐採之事
- 右、堅く停止させよ。もし違犯の輩あれば、速やかに嚴科に処すべきものなり。よつてくだんの如く下知する

天正八年八月 日

修理亮（柴田勝家） 在判

柴田勝家は織田信長の命により越前の朝倉義景を攻め滅ぼし、続いて隣国加賀の一向一揆勢力平定をめざした。一向一揆勢力が加賀に「百姓が持ちたる国」を築いたのは百年前の1488（長享2）年。一向一揆勢力は山中湯近くの黒谷城に籠もるなど、勝家側からすれば山中温泉は敵方と見なし得た。

この年閏3月、信長は一向一揆勢力の後ろ盾の本願寺と講和。加賀の返付を約束し、勝家に停戦を命じる。山中温泉は加賀を代表する湯治場の一つであるばかりか、1473（文明5）年9月には北陸布教中の本願寺教団の蓮如上人が湯治しており、上人が心身を癒したゆかりの“聖地”扱いを加賀や北陸の信徒からされていたとしても不思議ではない。

加賀の平定と講和を受け、信長側が一部の社務領を安堵した文書は残る¹⁷⁾。しかし勝

家亡き後には秀吉が加賀の諸村に多く制札を与えたが、この時期はまだほかに与えた様子はない。その中で「山中湯」を特定した禁制を出した。これは一向一揆を征圧した側にも、万人が等しく利用する湯治場で由緒ある山中温泉を強く意識し、平穏で安らぐ場であればこそ価値を持つ湯治場の平和を守る意識、必要性があったのではないか。実際、勝家自身はなかったにしても、秀吉には確証はないが山中入湯説が伝わる。

(2) 箱根・底倉における禁制

次に、中世すでに「底倉の湯」として知られた底倉温泉と堂ヶ島温泉の二つの湯治場を持ち、湯治客を集めた箱根の底倉村に出された一連の禁制を取り上げる。

今日21カ所を数えられる箱根温泉郷が広がる箱根は、関東の西の玄関口という戦略的要衝のため、古より箱根権現を奉る箱根神社勢力を含めて支配権をめぐる攻防が繰り返された。そこへ伊豆から相模へ移って戦国大名として台頭する伊勢宗瑞＝北条早雲を祖とする（後）北条氏は、箱根に点在する温泉集落、村に対して自治を容認するかたちで「万雑公事」「諸公事以下」を永久に免ずる判物を与えるなどして、領国統治をはかった。

その一つ、底倉村では、村人は湯治客に宿や食料を提供する副業に携わり、湯治場としての維持、安寧を保つ必要があった。それに配慮した（後）北条氏は1545（天文14）年3月に北条長綱が、また1585（天正13）年にも北条氏勝が同趣旨で「底倉百姓中」宛に禁制を出している¹⁸⁾。

禁制 底倉百姓中

- 一、湯治之面々、薪炭等、其外地下人（じげにん）役申付事
- 一、材木申付、仗・もたひを地下人申付事（以下略）

内容は、底倉の温泉で近在の地下人（土豪・地侍）らが湯治する際、薪や炭、材木、武器

（仗）、酒や酒器（もたい）などを村人に無理勝手に申し付けることを禁じたもの。領国統治を円滑に進めようとする北条氏が、惣村的自治共同体、温泉地域共同体である底倉村宛に、村人の糧であり、万人に開かれた湯治場の平穏な維持ができるように禁制で保証したのである。

しかしそれも1590（天正18）年、最後に残る北条氏を臣従させて全国統一をめざす豊臣秀吉の軍勢によって脅かされる事態となった。小田原城防衛のため箱根各所に築かれた北条氏側の出城は秀吉軍に破られ、箱根の村々は占拠、略奪にあい、村人は避難のためまさしくアジールである山林に逃げ籠もった。底倉村も、「関白様御打入之時、底倉百姓共軍勢之衆に追いちらされ候…」¹⁹⁾という有様だった。

この状況を打開するために底倉村は、安藤隼人ら村の長がまず徳川家康の陣に参って、秀吉への仲介を依頼。同年4月、箱根山中にて秀吉の朱印が押された禁制状を得た²⁰⁾。

禁制 相模国 そこくら

- 一、軍勢甲乙人等、濫妨狼藉事
- 一、放火事
- 一、対地下人百姓、一切非分族申懸事
右条々、堅く停止させよ。もし違犯の輩あれば、忽ち厳科に処すべきものなり。仍つてくだんの如く下知する
天正十八年卯月 日（秀吉朱印）

なお、禁制の三カ条目には、道理に合わないあれこれ（非分族）を地元の者（地下人・百姓）に一切申し懸けてはならない、としたためている。

もっとも、底倉の場合、まだ箱根山中に陣が配置され、戦の決着が完全に付いていなかった時期ということもあってか、支配者側が進んで無償で与えたものではなかった。禁制を得た後、秀吉家臣から呼びつけられた底倉村は、「関白様之御馬之飼料」²¹⁾ 調達を命

じられた。見返りを求められたのである。追い散らされていた村には一粒もなく、無事だった大平台の小屋から借り出して飼料十俵をかき集め、ようやく納めたという。

(3) 禁制（制札）の効果

戦国時代の制札とその機能を考察した峰岸純夫氏は、制札が北条氏勢力圏の北関東で「カバイの御印判と呼ばれていた」ことに注目し、「カバイ」は庇護するという意味の「庇（かば）う」からきていると論じている²²⁾。すなわち与えた場所はかばい（庇護）の対象となる。峰岸は、網野の考察などもふまえて、「制札の交付は発給者・受給者の了解のもとに、一つの『平和領域』をその場所に作り出すこと²³⁾」とも述べている。

禁制（制札）は戦乱時あるいは平定後に出され、軍勢を含めた乱暴狼藉行為を禁じて安寧を保つという趣旨、内容をとおして、与えた土地を効力が及ぶ間、一種不可侵の平和領域、アジュールとする効果を有していたと言える。

加えて底倉では、北条氏の居城・小田原攻めの合間、圧倒的優位に立つ秀吉軍の将兵や秀吉自身しばし底倉の湯で癒されたと伝わる。その名残が、蛇骨川溪谷崖から自然湧出する温泉が洞窟にたまる天然湯坪、太閤石（いわ）風呂で、史跡保存されている。

さらに秀吉は、禁制を与えた後の5月14日、直臣の片桐且元の名で底倉村に掟書を出し、事実上の禁制を追加した。そこには「湯入りの宿をとって、無理に押入り、狼藉の輩あるまじき候。亭主にことわり、同心の上ならば、苦しからず候事」と、底倉湯治における秩序維持、安寧を重ねて保証する項目が含まれていた²⁴⁾。

秀吉の禁制も掟書も、湯治場の安寧、平和的維持の必要性を認めて出したものである。戦国大名中無類の温泉好きと認められる秀吉は有馬温泉をたびたび訪れ、泉源を改修保護し、有馬復興のパトロンとなった。肥前国柄崎湯（佐賀県武雄温泉）には文祿の役（1592年）の際、入湯する将兵がほかの湯治人に迷

惑をかけないように掟書（入湯心得）を出している。秀吉自身肌身で感じとっていたであろう温泉地の存在価値、その評価も加味されていたと言える。

いま一度、禁制について整理したい。羽柴秀吉が勝家後に加賀の諸村に与えた制札²⁵⁾を例に挙げれば、内容は判で押したようにパターンがきまっていた。

- 一 当手軍勢は乱暴狼藉を行ってはならない
- 二 放火してはならない
- 三 百姓が還住するのを煩わせてはならず、小屋を取り壊してはならない

なかでも第一項が「陣取りを戒める」事項と併せて、禁制では最も一般的である。これに対して温泉地へ出した禁制には、以下の内容が加わっている。

- 一 燃料となる竹木を伐採してはならない
- 二 湯治用の薪や炭、材木、酒や酒器等を無理強いしてはならない
- 三 道理に合わぬことを申し付けてはならない

郷村や社寺へは、在住する村人、僧侶・神官のみを対象に、平穏を保証する事項を挙げておけば済んだ。しかし温泉地は、外から湯治や慰安目的で訪れる不特定多数の客を受け入れ、燃料や食料、酒などを用意してもてなす必要がある。温泉場のこうした存在価値には禁制を与える側も大いにあずかったことは述べた。一般の禁制と比べて、先の底倉村への掟書同様に、万人に開かれた場＝湯治場という属性に配慮した独自の事項が加えられている。

この点を含めて、戦国時代の禁制は温泉地の湯治場性、アジュール性を認め、場の円滑な維持と安寧を保つことに寄与したと言える。

4 ヨーロッパにおける温泉地中立 地帯宣言と保護状交付

(1) 戦争当事国同士の協定という事例

以上の戦国期の禁制は、当該温泉地域を支

配下におく為政者や勝者から一方通行で与えられた性格をもつ。この構図は、与えられる側が代価を払って求めた場合も変わらない。

これに対して18世紀半ばのヨーロッパで、戦争当事国同士の協定という双方向性で温泉地の中立平和を保証し、湯治場機能の維持安寧を保った事例があった。

具体的には、神聖ローマ帝国内を戦場としたヨーロッパの七年戦争（1756-63）でも激烈な戦闘が続いた1759年、主たる戦争当事国のプロイセンとオーストリアが協定を交わし、交戦地域内だったシュレジエン（現ポーランド南西部シロンスク）地方のロンデック・ズドロイ（独名ランデック Landeck）とチェブリーツェ・ズドロイ（独名ヴァルムブルン Warmbrunn）の2温泉地、ボヘミア王国（現チェコ）のカルロヴィ・ヴァリ（独名カールスバート Karlsbad）とテプリツェ（独名テプリッツ Teplitz）の2温泉地、計4カ所の温泉地を指定して保護状（Schutzbrief）を交付。事実上中立地帯と認めて、通行の安全を保証し、互いの戦傷兵・病者を温泉施設で療養させることを可能にしたのである。

この事実自体は、邦訳書ではチェコの温泉医学者ウラジミール・クリチェク（Vladimír Krížek）著『世界温泉文化史』（邦訳1994年）で簡潔にふれられていた^{26）}。以来注目してきたが、同書の豊富な情報に埋もれ、反響がなかったかに見受けられる。このたびほかに裏付ける資料を見だし、温泉地のアジュール性にかかわる複数の事例も確認できた。

（2）1759年の温泉地中立化協定

ヨーロッパ大陸の七年戦争は第三次シュレジエン戦争と呼ばれたように、プロイセン王国とハプスブルク家オーストリアによるシュレジエン地方の度重なる領有争いに起因する。オーストリア側にはロシア、フランス、神聖ローマ帝国内のザクセン選帝侯国などの帝国軍、さらにスウェーデンが加担し、イギリスはプロイセンを支援する国際戦争であった。ハプスブルク家オーストリアの家督をマ

リア・テレジアが継承した1740年、同じくプロイセン国王となったフリードリッヒ二世（大王）にとっては孤軍奮闘の戦いとなる。その最中の1759年になげ温泉地中立化協定が実現に至ったか、経過と動機を考察する。

オーストリアとフランス、ロシアのプロイセン包囲網が完成した1756年、機先を制してザクセンに侵攻。緒戦に勝利したプロイセンは1758年10月、ザクセンのホッホキルヒでオーストリア・ロシア連合軍に歩兵の三分の一を失う大敗を喫し、1759年には西からフランス軍に攻められ、守勢に立つ。数千、数万の軍隊による戦闘は互いにそのつど数百、数千単位の捕虜と同規模の死傷者を生んだ^{27）}。

近世プロイセン軍では「戦闘により大量に発生した負傷者への対処も大問題」^{28）}で、主要都市や部隊に医師、外科医を配置し、病院を設置したが、これだけでは対処できないほど膨大だった。とくに人口500万と少ない中で徴兵による軍隊増強をはかったプロイセンにとって、兵士の補充、リハビリ再生は重要課題であり続けた。このとき、後述するが過去の戦争で実績があり、交戦地域周辺に湯治の歴史も豊かに存在していた温泉地・湯治場の活用が再び、真剣に考慮されるようになったことは想像に難くない。

先のクリチェクの邦訳書では、この温泉地中立化協定は1759年の出来事と記されたのみだった。詳細な経緯は歴史家フォン・ラインホルト・ロレンツ（Von Reinhold Lorenz）による『オーストリア歴史研究所通信』1955年度版の収録論稿から明らかになった^{29）}。

それによるとまず、1758年暮から1759年頭にかけて、イエーガルンドルフ（現チェコの町クルノフ）での捕虜交換をめぐる両国交渉がなされ、その中でフリードリッヒ大王より全権委任されたプロイセン側委員から初めて注目すべき提案がなされたようだ。それは相対峙する軍隊の成員が、双方の戦争指揮官が信任を与えた保護状・通行免状（Schutzbrief）

表2 1759年の温泉地中立化協定にいたる経緯

3月10日	プロイセン側にオーストリア女帝マリア・テレジアの承認を賜ったことを通知
3月19日	オーストリア側、プロイセン・フリードリッヒ国王了承の確約を受け取る
5月12日	国王の命によりプロイセン側の保護状に軍司令官カール・プロイセン公がランツフト（現ドイツの町）で署名
5月16日	シュヴェッツ（現ポーランドの町）にてオーストリア皇帝軍司令官ダウン元帥が署名

(注) 資料にもとづき、筆者まとめ。

を持っていれば、指定した4カ所の温泉地(独名ランデック、ヴァルムブルン、カールスバート、テプリッツ)へ敵軍に妨害されず往来でき、温泉施設を利用して湯治療養できるようにするという趣旨であった。

この提案にイエーガルドルフでの両交渉委員が同意をみる。しかしなお、彼らに委任した両君主の決定を仰がなければならなかった。その後の主な経過を表2に示す。

このようにして時期的には1759年3月10日から5月16日にかけて、両君主の承認と指示のもとに両軍司令官が署名したオーストリアとプロイセンの保護状は四通の正(副本)となってそれぞれ相手方に送られ、5月末頃には現地指揮官により当該温泉地で公示され、印刷物によっても告知された。この3〜5月という1759年前半はまだ両者が戦場で一進一退を重ねていた時期だったのも、合意、協定の成立を後押ししたと思われる。

協定指定の4温泉地は、プロイセンがオーストリアから奪って実効支配するシュレジエンのランデックとヴァルムブルンの2カ所、オーストリア支配下のベーメン(ボヘミア)王国のカールスバート、テプリッツの2カ所と絶妙に配分されていた。

これに関してマリア・テレジアは承認を与える際、「健康回復で知られていた2温泉地(ランデックとヴァルムブルンのこと)はプロイセン側が利用でき、ベーメン(ボヘミア)のカールスバートとテプリッツの2温泉地は(オーストリア)皇帝側が利用できる」という決定をプロイセン側に伝えていた。

ところが同年8月にダウン元帥率いるオー

ストリア軍とロシア軍にオーデル川岸クネルズドルフの戦いで惨敗したプロイセン軍から「128名の負傷者と病人が、9月上旬に政府委員と共にテプリッツ(チェコ名テプリツェ)に居た」事実がわかっている³⁰⁾。マリア・テレジアの決定とはずれていたが、協定は順守された。戦争の最中、温泉地は保護状持参の敗れた敵の負傷兵らを受け入れる療養避難所、アジールとして機能したのである。



写真1 チェコのテプリツェ(独名テプリッツ)温泉の泉源地泉場
(注) 筆者撮影。2009年5月。

(3) 保護状交付の先例と他の事例

1759年の温泉地中立化協定は画期的な出来事であった。ただし、核心となる保護状の交付には先例があったことが別資料、赤十字国際委員会(ICRC)の1885年次紀要『Bulletin International des Sociétés de Secours aux Militaires Blessés』からうかがえる。

協定指定の四温泉地の一つ、古湯ランデック(現ロンデック・ズドロイ)が先例である。17世紀前半の三十年戦争(1618-48)はボヘミアの新教徒と旧教徒側の神聖ローマ帝国皇帝軍(ハプスブルク家オーストリアが中心)

間の宗教戦争に諸外国軍が介入し、帝国内の村々は蹂躪され、人口が三分の一に激減した悲惨な戦争だった。その最中、ランデックが保護状を受けたことが公文書に示されていると記す³¹⁾。おそらくこれは近世ヨーロッパで温泉地が中立平和の場、癒しの避難所と認められた早い例ではないだろうか。

続く事例は19世紀初頭のナポレオン時代、フランス軍が占領した神聖ローマ帝国内において、ハノーファー周辺現ニーダー・ザクセン州のバート・ピルモント (Pylmont)、バート・ネンドルフ (Nenndorf)、リリエントール (Lilienthal) の各温泉地の「安全を完全に保証する」と1803年に州司令官が布告した。そして1807年には、バート・ネンドルフとバルト海に近い現メクレンブルク＝フォアポンメルン州のバート・ドベラン (Dobberan) にフランス側現地総督が同様の保証を与えている³²⁾。



図2 バート・ピルモントの湯治風景の版画
(注) バート・ピルモント城内歴史・温泉博物館所蔵。

5 まとめと考察

(1) 中立性を介した温泉地とアジール

赤十字は1863年10月にスイス・ジュネー

ブで開いた国際会議で赤十字規約を採択。翌年ジュネーブ条約に調印して発足した。赤十字が18世紀の温泉地中立化協定に注目したのは、赤十字が誕生するより一世紀以上前にその理念を実現させた希有な例だったからである。

戦争時に敵味方を問わず戦傷病者を救護できるか。そのために野戦病院を含めて戦闘領域内に中立平和で安全な避難所をどう確保するか。それが赤十字創設の動機、目的である。先の赤十字1885年次紀要は、「戦時に傷病者が滞在できる場の中立を宣言する必要性は長らく関係者の大きな関心事であった」³³⁾と記す。古くから湯治療養施設を備え、階層や国・地域を問わず人々に平和な癒しの場として認知、利用されてきた温泉地が、戦時においても避難所の有力な候補とされるのは当然であろう。

病院と同じ中立性という利点があてはまる場を確保する必要性を最も早く、1866年にオーストリアの医学誌で提唱したのは、ボヘミアの温泉地マリエンバート (現チェコのマリアーンスケー・ラーズニェ) のハインリヒ・キッシュ (Heinrich Kisch) 博士である。多数の戦傷病者の世話に適し、彼らが不安がらず回復できるような場として温泉 (地) 活用を提唱したキッシュ博士は1867年、戦場でも公共 (温泉) 療養施設 (とその土地) の中立性を守る事項を加えることを赤十字国際委員会に要請した。しかし採択には至っていない³⁴⁾。

1869年4月、ベルリンで開かれた第2回赤十字国際会議で新たな提案が加わった。要旨は、「戦争中に国を問わず傷病者が訪れる



図3 中立性を介したアジールと温泉地
(注) 筆者作成。

温泉療養施設に備わるべき中立性、ひいては戦時に必要な戦傷兵を手当てするアジュールとなる場の中立を宣言するよう政府の関与を要請する³⁵⁾ (ゴシックは筆者) ものであった。ここには温泉地・施設にも備わる特性たる中立性が、アジュールとなる場の要件でもあることが示される。温泉地は中立性という概念を介しても、アジュールと結ばれている。

(2) 療養できる避難所 (アジュール)

先に引用したロレンツの1955年論稿のタイトルは「クアオルト (療養地・湯治場) における戦争と中立性」だった。論稿ではキッシュ博士の提言も紹介しているが、アジュールへの言及はない。同論稿では、温泉地中立化協定を後押しした理念を次のように指摘する³⁶⁾。

- 1 戦争行為に歯止めをかけ、戦争法規を拡大適用して温泉地と客の保護に努める
- 2 中立化には温泉保養地 (Badeorte) を優先的に扱うことが本来の意義にかなう

本稿の冒頭、近世以降ヨーロッパでは中央集権国家の確立と法制度体系化を通じてアジュール権やアジュール法は撤廃されていったとされる、という論を紹介した。しかし確立された中央集権国家間の戦争が生んだ戦傷病者の敵味方を問わない扱いをめぐり、現実問題として避難先、平和領域たるアジュールが必要とされた。アジュールはなお現存を求められていた。しかも単なる逃込み先、避難所ではない。逃れた戦傷病者をそこで世話し、療養・治癒させる機能まで備えた避難所 (アジュール) であることが求められたのである。

ここに温泉地が浮かび上がった。そもそも温泉地は治癒効果にもとづく湯治場性を備えた“癒しと救いの聖所”でもあった、とその両義的な聖 (地) 性については述べたとおりである。そうした場は人間の精神世界や歴史的な背景、意味をもって存在してきたアジュール性を帯びる、とも述べた。戦争時にあって実際に避難所 (アジュール) として機能するに

は、だれもが戦闘・妨害行為にあわず行き来できて平穩に滞在できる中立の場、象徴的に言えば平和な不可侵空間として認められなければ意味をなさない。

本稿の事例で取り上げたように、温泉地は実際に戦時も避難所として中立性を、安寧な場として保証され、往来やふだんどおりの湯治療養ができた。これはまさしく温泉地が平和な癒しの避難所たるアジュール性を属性として備え得ていたからにはかならないと考える。

(3) アジュール性の今日的意義

温泉地は今日、観光資源ならびに国民健康資産として再評価すべきである。さらには3.11東北日本津波大震災では、国・観光庁が通知したように、多くの被災者を住宅再建ができるまでの一定期間温かく安らかに受け容れる避難所 (アジュール) として温泉地・宿泊施設が対象となった。しかし実際には、食泊一体型で短期滞在向きの今日の一般温泉地・施設は長期滞在が必要な避難所としてはきわめて不十分であった。

すなわちこうした温泉地の宿・施設では、食事は選択の余地なく配られて受動的になり、部屋という限られた空間で長く過ごすことで、なすことなく身体や気力が萎えがちになる。これに対して、今日の日本でなおアジュール (避難所) 機能を担い得るのは、自炊場も備えた本来的、伝統的な湯治場型温泉地である。しかし残念なことにせつかくの国の施策、県、自治体、関係機関の目線、配慮もそこまでは至らなかった。

伝統的湯治場は自炊場を備え、好きな食材を求め、共同で炊事し、滞在者の日常性と自活能力を保ちながら長期滞在を可能にする。しかも部屋、浴場以外に憩い・集いの場、共用空間が多く、一般の宿ではむずかしい滞在者相互のコミュニケーション、談笑の機会が得られ、温泉コミュニティーを創出できる。

当初の緊急避難先と区別され、温泉地が安定した避難所として意義をもつのは、日常生

活へ回帰する一歩となることだ。それには自炊自活可能で家族や集落のコミュニティーを保てる、湯治場性を有した温泉地でなければならない。

本稿の事例に挙げたヨーロッパの温泉地も、長期滞在可能な食泊分離型の、世界ではスタンダードな温泉地で湯治場性を保っている。だからこそじっくり滞在して保養・療養でき、心身の安らぎを得られた。すなわちアジール（避難所）機能を保てた。

こうした湯治場を核にくつろぎの癒しの避難所といえる温泉地の有する社会的な意義は高い。その点を温泉地に本来備わるアジール性という属性からもとらえ返して再評価すべきだろう。

謝辞

本稿のドイツ語資料の収集と内容理解に際しては、友人でドイツ近現代史専門の東京女子大学教授・芝健介氏に多大な激励と助力をいただいた。氏との対話から近代の戦争と温泉地のさらに深いかわりも見えてきた。厚く感謝申し上げる。

注・参考文献

- 1) 石川理夫 (2010) 「野沢の温泉資源と共同湯を支える地域共同体の意義」温泉科学、第60巻第1号、39-51頁。
- 2) たとえば、ウラディミール・クリチェク (1990) 『世界温泉文化史』(種村季弘・高木万里子訳、国文社、邦訳1994)、14-20頁。
- 3) 石川理夫 (2001) 『温泉で、なぜ人は気持ちよくなるのか』講談社プラスα新書、47-50頁。石川 (2009) 「<温泉の平和>と戦争」第1回、『表現者』ジョルダン、vol.26、59-67頁。
- 4) オルトヴィン・ヘンスラー (1954) 『アジール—その歴史と諸形態』(舟木徹男訳・解題、国書刊行会、邦訳2010)、17頁。
- 5) 前掲4) 70頁。
- 6) 前掲4) 65頁。訳者・舟木徹男氏による解題108頁、214-5頁。
- 7) 阿部謹也 (1978) 『中世を旅する人びと—ヨーロッパ庶民生活点描—』、平凡社、84、91頁。
- 8) 前掲7) 91頁。
- 9) 阿部 (1983) 『中世の星の下で』、影書房、167頁。
- 10) 網野善彦 (1977) 「中世における『無縁』の意義」『日本中世都市の世界』所収、筑摩書房、22頁。
- 11) 網野 (1987) 「公界と公界寺」『日本中世都市の世界』所収、56-57頁。
- 12) 網野 (1987) 『無縁・公界・楽』増補版、平凡社、補注17。
- 13) 黒田日出男 (1986) 「中世民衆の皮膚感覚と恐怖」『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版会。
- 14) 前掲12) 補注17。
- 15) 湯山 (惣) 中へ羽柴秀吉が出した禁制が、江戸中期の大田南畝による随筆集『一話一言』に所載 (『古事類苑』地部四十六、温泉、1046-47頁収録ほか)。
- 16) 『加能古文書』天正八年の項、文書番号1677『遺編類纂』より。
- 17) 前掲16) より、文書番号1676『気多神社文書』、1679『西光寺文書』。
- 18) 19) 20) 「旧底倉村藤屋勘右衛門 (安藤氏) 所蔵古文書」『相州古文書』所収。
- 21) 前掲18)。これについては峰岸純夫 (2001) 『中世 災害・戦乱の社会史』、吉川弘文館、158-61頁で詳しい紹介と考察がなされている。
- 22) 前掲21) 峰岸『中世 災害・戦乱の社会史』127頁、145-6頁。
- 23) 前掲22) より、151頁。
- 24) 岩崎宗純 (1979) 『箱根七湯—歴史とその文化』、有隣堂、45-46頁。岩崎 (1998) 『中世の箱根山』、神奈川新聞社、103-4頁。
- 25) 前掲16) より。
- 26) 前掲2) 332-3頁。
- 27) フリードリッヒ大王著『七年戦争史』(石原莞爾監修、石原莞爾全集第5巻収録)。Johann Wilhelm von Archenholz, Frederic

- Adam Catty (1843) The History of the Seven Years War in Germany (English edition).
- 28) 阪口修平編著 (2010) 『歴史と軍隊』、創元社、34-35頁。
- 29) Von Reinhold Lorenz (1955) Krieg und Neutralität im Kurort, Mitteilungen des Instituts Für Österreichische Geschichtsforschung (MIÖG) 63. Band, Hermann Böhlau Nachf.
- 30) 前掲29)、S.575.
- 31) 32) Bulletin International des Sociétés de Secours aux Militaires Blessés, 16:p.123.
- 33) 前掲31)、p.120.
- 34) 前掲31)、p.121.
- 35) 前掲31)、p.121. 提案はM.Jaeckelからなされた。
- 36) 前掲29)、S.573.

北京市小湯山における温泉観光開発

The Development of Facilities for Spa Tourism in XiaoTangShan, Beijing

浦 達 雄*

Tatsuo URA

キーワード: 北京市 (Beijing)・小湯山温泉 (XiaoTangShan spa)・紅櫨温泉 (Honglu spa)・龍脈温泉 (Longmai spa)・温泉観光開発 (spa tourism development)・経営動向 (business trends)

1 はじめに

(1) 研究の背景

現在の中国における温泉は、非公式ながら3,600ヵ所を数える¹⁾。まさに温泉大国である。しかし、温泉の利用形態は様々で、農業・地熱など多岐にわたり、温泉地の数となると正確な数値は未詳である。中国における温泉利用は、建国当初は医療、続いて1960年代は工業用エネルギー、1980年代になって観光利用が進展し、1990年代以降は大規模な温泉観光開発が展開されたのである(山村2004、王2010)。

温泉観光開発は、1990年代は主に広州など中国南部、さらに東北地方で進展していたが、21世紀に入って、首都である北京市でも温泉観光開発ブームが発生した(陳2008)(浦2011)。したがって、北京市、特に小湯山における研究調査の課題設定は意義深いと思われる。小湯山は古くから北京4大温泉の1つと称され(昌平区小湯山鎮人民政府2008)、現在でも北京市を代表する温泉観光地として機能している。

(2) 従来の研究成果

中国の温泉地に関する研究事例は比較的多い。観光地理学的な研究については、主に山村順次研究室(千葉大学、城西国際大学)がこれまで精力的に調査研究を進めており、地

域事例が充実している(小胡日晷1999、王・山村2000、小胡日晷・山村・呼格吉2001、于2005、于・山村2008、張・于・山村2011)。山村研究室以外の研究事例として、陳(2008)、王(2010)、鈴木・陳(2010)などの研究事例がある。王(2010)は、中国における温泉利用形態を概説し、山西省における温泉観光開発の実態、さらには中国人の温泉に対する意識などを報告した。

なお、北京市の温泉に関係する研究として、前述の陳(2008)、浦(2011)、蟹島リゾートに関する研究成果としては鶴島(2007)の事例がある。鶴島は持続可能な発展のための教育園としての蟹島リゾートについて研究を行った。北京市の温泉に関する旅行記としては浦(2006)がある。

浦(2011)は、北京市における温泉観光開発の概要を述べた後、2000年という比較的早い時期に温泉観光開発を行った北京市朝陽区(金盞郷)の温泉リゾート2軒を事例として取り上げ、その経営状況の概要を把握した。

(3) 研究の目的と方法

本研究の目的は、北京市における温泉観光開発の中核を占める小湯山を事例として、温泉観光開発の実態を把握することである。小湯山を含む昌平区には、2011年3月現在、

*大阪観光大学観光学部 (Osaka University of Tourism)

40余軒の温泉施設が成立し、その内5軒が有力な温泉施設となっている²⁾。すなわち、九華山庄・温都水城・鳳山温泉度假村・紅檀温泉山庄・龍脈温泉度假村である。ここでは、5軒の温泉施設の内、それぞれ新旧の温泉施設1軒ずつ選出し、調査を進めた。その際、中国温泉旅游協会の秘書長に対する聞き取り調査、温泉施設の経営者に対する詳細な聞き取り調査を実施し、経営数値の把握などを行った。しかし、細かなデータ分析ではなく、趨勢の把握を意図したものである。

さらに文献調査を実施した。具体的には、北京市国土資源局（2008）、昌平区小湯山鎮人民政府（2008）、中国温泉旅游協会（2010）、中国温泉旅游藍皮書編集部（2011）などの資料である。

2 北京市小湯山の概要

(1) 小湯山の地域構成

小湯山温泉は北京市昌平区小湯山鎮を中心に展開する。小湯山鎮の面積は70.1㎡、総人口は4.5万人を数える。2010年現在の昌平

区の観光客数は2,310万人を数え、観光収入は45.43万元に達している。その成長率は18.3%で、北京市では10年連続No.1の地位を占めている。昌平区の事業所は18.5%が観光系企業である。この数値は北京市に限らず中国全土でも高数値を示している³⁾。

図1は小湯山における地域構成の概要を示したものである。小湯山は、皇帝の離宮跡に建てられた小湯山医院（写真1）を主体として成立し、医院の前は門前町のように集落が形成されている。集落にはスーパーマーケット・雑貨店・レストラン・食堂・書店など最



写真1 小湯山医院

(注) 筆者撮影。(2010年)。



図1 北京市小湯山における温泉施設の分布（2010年）

(注) 現地調査により作成（小堀貴亮作図）。

寄品の店舗をはじめ、小規模な温泉施設が点在している。

温泉施設は、日本流ではいわゆる外湯のことで、具体的には小湯山温泉浴池老温泉・小湯山双興温泉浴池（以前は小湯山村浴池）（写真2）・小湯山村浴池（写真3）がある。前者2施設は貸切風呂も併設している。外来の入浴料金は、それぞれ8元・18元・6元（地元民は1元）（1元＝約12.84円）である。天野温泉度假村は郵便局の保養施設で、一般客に開放されていたが、現在は閉鎖中である。

大規模な温泉施設（いわゆる温泉リゾート）は、旧集落の郊外に立地する。具体的には、東から九華山庄・北京富來客温泉山庄・龍脈温泉度假村である。有力5企業をあわせた経営面積は5,000余亩（330余ha）、50億元以上を投資、観光客数は200万人を超え、年商は10億元を数えている。

温泉施設の面積は3万762㎡（屋外7,173㎡・屋内2万3,589㎡）、同収容人員は1.5万

人を数える。総売上高は昌平区全体の1/3を占めている。小湯山の温泉成分は、炭酸ナトリウムとカルシウム、重炭酸カルシウム、硫酸イオンなどが含まれる。PHは7.38～7.94、泉温は38～79℃、湧出量は16万1,730トン/日、毎分112トンとなる⁴⁾。

温泉リゾートの周辺では、近年、リゾートマンションの開発が進み（写真4）、小湯山は温泉リゾートとして成立・発展している。

九華山庄は小湯山の東郊に位置する。開業は1997年で、客室数は1,200室を数え、昌平区では最大規模を誇る施設である。温泉施設の中心は御龍泳池と名付けられた長さ40m、幅15mの温泉プールとなる（写真5）。秋から冬にかけては1日最大6,000人が利用し、年間では100万人を超える。周囲には70以上の浴槽や薬草風呂があり、漢方医が常駐している。四通薬浴という区域では、利用者の症状に適した薬湯を調合している⁵⁾。



写真2 小湯山双興温泉浴池
（注）筆者撮影。2010年。



写真3 小湯山村浴池
（注）筆者撮影。2010年。



写真5 御龍泳池（九華山庄）
（注）筆者雄撮影。2010年。



写真4 開発中のリゾートマンション
（注）筆者撮影。2010年。

(2) 小湯山の地域形成

の簡単な歩み（浦2011）にその後追加した

表1は中国温泉地の発達段階と小湯山温泉

ものである。

表1 中国温泉地の発達段階と小湯山温泉の歩み

中国の動向		小湯山の動向	
時期	発達段階	時期	事項
		南北朝時代 (439～589年)	文献『水経注』に登場。
		元代 (1271～1368年)	「聖湯」と称される。
		明清時代	乾隆帝など皇帝の離宮として機能。
		1900年	義和団の乱で荒廃。
1949－1959年	温泉療養院建設期	中華人民共和国成立後	毛沢東・周恩来などが視察に訪問。
		1958年	8月。小湯山医院整備
1960－1977年	全国温泉資源開発期		
1978－1992年	観光温泉地萌芽期	1970年代後半以降	温泉保養地として発展した。
		1989年	北京航空博物館開館。
1993年以降	観光温泉地発展期	1993年	6月。昌平区、青森県板柳町と姉妹都市締結。
		1996年	北京龍脈温泉度假村開業。最初の外来資本。
		1997年	九華山庄開業。
		2000年	小湯山農業園開設。
		2003年	SARS騒動の際、急遽臨時にSARS専用病棟の設置。
		2004年	小涌谷温泉開業。
		2005年	4月28日～5月8日。第1回小湯山温泉文化節開催。 10月28日。紅檀温泉山庄開業。 11月1日。小湯山は中国鉱業連合会による「中国温泉之郷」に指定。
		2008年	オリンピック開催。道路の区画整備が進展し、マンションなどを建設。
		2009年	4月25日。第7回小湯山温泉文化節開幕。
		2010年	開発の際の立ち退き料。1人当たり10万元/年を保障。 3月26日。第7回小湯山温泉文化節開幕。
		2011年	3月26日～5月27日。第8回小湯山温泉文化節開幕。 昌平区(含む小湯山)には40余軒の温泉施設が成立し、その内5軒が有力企業となっている。

(注) 山村(2004)、昌平区小湯山镇人民政府(2008)、浦(2011)、HPや聞き取り調査により作成。

温泉地としての小湯山は1500年の歴史がある。南北朝時代(439～589年)の文献『水経注』に登場し、元代(1271～1368年)には「聖湯」として知られていた。明・清時代(1368～1644年、1644～1912年)は皇帝が訪問した。1715(康熙54)年、康熙帝(1654～1722年)は離宮を建設し、乾隆帝(1711～1799年)は「九華兮秀」を書き記したのである。さらには慈禧太后(西太后)(1835～1908年)が入浴したその遺跡も残されている⁶⁾。

1949年の中華人民共和国成立後は、毛沢東・周恩来などが視察に訪れ、1970年代後半以降は温泉保養地として成立した。小湯山が世界的に注目を集めたのは2003年のSARS騒動の際に急速臨時に作られたSARS専用病棟の設置であった。同病棟は同年4月23日に建設され、500室・1,000床を超えたのである。

第1回小湯山温泉文化節は2005年4月28日から5月8日まで開催された。SARSのマイナスイメージ返上を意図したイベントで、中国温泉の故郷・万人署名イベント、万人「1人暮らしのお年寄り」温泉浴、水上スポーツコンテスト、温泉たまごの試食会など多くのプログラムが行われた⁷⁾。

2005年11月1日、小湯山は中国鉱業連合会による「中国温泉之郷」に指定され、温泉地として格式がさらに高まることになった。2008年5月、中国工業連合会地熱専門委員会は、100年以上の歴史ある温泉は中国で27カ所と認定し、1500年の歴史を誇る小湯山を9番目に古い温泉地とした。1956年の調査では全国68温泉の内、第1位を獲得している⁸⁾。

2008年、オリンピックの開催に際して、道路の区画整備が進展し、付近ではリゾートマンションなどの建設が進み、現在でも開発が進展している。開発の際の立ち退き料は1人当たり10万元/年を保障したと言われる⁹⁾。

第7回小湯山温泉文化節は2010年3月26日に開幕し、2ヵ月間のロングランとなった。各温泉施設は、例年通り企画商品を発売し、販売促進を行った。その他では、中国国際温泉創新論壇の開催、温泉健康社区行のイベントなどが実施された。初めて発売した昌平旅游一卡通(100元)は、昌平区に位置する昭陵博物館・神路・小湯山現代農業示範園・銀魏塔林など15カ所に及ぶ施設のフリーパスで、利用者の利便性を高めた¹⁰⁾。

第8回小湯山温泉文化節は2011年3月26日に開幕し、5月27日に閉幕した。期間中、12主要温泉施設の観光収入は7,248.83万元を数え、2010年の6,239.64万元に対して16.17%増となった。観光客は32万992人を数え、2010年の28万6,669人に対して、11.97%の増加を示した。昌平政府が勧める特色ある温泉ツアーは次の通りである。十三陵風光觀賞～品康陵春餅～鳳山温泉、銀山塔林觀光～常興庄漁場釣堀～温都水城、小湯山現代農業科技示範園～龍脈温泉、航空博物館～卿居楼～九華山庄、北京天潤園觀光園～講礼村特色ロバ肉～紅櫨山庄¹¹⁾。

3 紅櫨温泉山庄の事例

(1) 開発の歩み

紅櫨温泉山庄(以下、紅櫨温泉)は、小湯山の旧集落の南郊に位置する。表2は紅櫨温泉の概要を示したものである。紅櫨温泉はオーナー経営となる。総経理は河南省の出身で、前職は北京市においてホテル経営を行い、そこでホテル経営のノウハウと資金を蓄積した。開業は2005年10月28日で、土地は村からの借地となる。地代は1万元/亩(666.7m²)、つまり15元/m²で、購入となると100倍の100万元/亩(666.7m²)、つまり1,500元/m²を数える。

紅櫨温泉の敷地面積は1,000亩(66.6ha)と広大で、その内600亩が森林となる。温泉掘削は2004年に実施した。掘削の投資額は280万元で、いまは400～500万元となる。

表2 北京市小湯山における温泉施設の実態

名称		紅檀温泉山庄		龍脈温泉渡假村
経営母体		紅檀温泉山庄		龍脈集団 ゼネコン、マンション開発など
開業		2005年10月28日		1996年1月18日 1993年整備開始
敷地面積		1,000 亩 (66.6ha) 600 亩 (森林)		280 亩 (18.7ha)
温泉掘削 掘削の投資額 深度 泉温 湧出量 泉質 温泉分析書		2004 年 280 万元 2,300m 60.5℃ 500 ℓ/分 (30 t/時) 硫黄分を含む 有		1993 年 100 万元 500m 約 50℃ 1,333 ℓ/分 (80t/時) ケイ酸塩を含む 有
設備投資額 (当初) 設備投資額 (総額)	2005 年	7,000～8,000 万元 2 億元 客房・会議楼 美食餐厅 温泉宮 室内魚池 (釣り堀)	1993 年 1995 年 1998 年 2002 年 2003 年 2005 年	1 億元 別荘分譲 龍脈温泉楽園 華楽宮宴会庁 康体会展中心 龍脈温泉大酒店 竹林温泉 龍脈温泉会館 (釣り堀)
年商	2009 年	5,000 万元 毎年 20～30%アップ	2009 年	9,000 万元 毎年 20～25%アップ
年商の内訳 シーズン	2009 年	飲食 40%・宿泊 30%・温泉 30% オン: 10～2月 オフ: 3～9月	2009 年	会議 70%・温泉 30% オン: 1・2・7・8・11・12月 オフ: 6・9月
スタッフ フロントの給料	2010 年	381 人 2,500 元/月	2010 年	正社員 700 人、パート 300 人 2,500 元/月
市場	2009 年	北京中心 会議 55%、レジャー 45%	2009 年	北京 80% 天津・石家荘・廊坊など 20%
宿泊施設 宿泊代 (標準間) 入浴料	2010 年	176 室 (大半が内湯付帯) 500 元 100～200 元	2010 年	1,500 室 680 元 88 元
備考		前職は北京でホテル経営。2006 年の年商は 1000 万元。銀山汽車露营地を開発計中。土地は借地で 1 万元 (1 亩)。買取だと 100 万元 (1 亩)。		出身は河南省新郷市。1986 年以前に青海省、山西省、内蒙古、1987 年に珠海市、1993 年以降北京を中心として建設業を行う。1993 年に療養院を経営して、サービス業に参入。2011 年、温泉会館を廃止、会議ホールへ改築中。また、洞窟温泉を含め、地下温泉天国テーマパークも計画中。
聞き取り調査日		2010 年 9 月 4 日		2010 年 10 月 16 日

- (注) 1. 総経理に対する聞き取り調査による。
 2. 1 亩は 666.7 m²
 3. 経営数値はおおよその数値
 4. 空欄は未調査
 5. 1 元は 12.84 円 (2010 年 9 月 5 日現在)

深度は2,300m、泉温は60.5℃を示す。湧出量は5000ℓ/m、泉質は硫黄分を含んでいる。地下水の利用は有料で、使用料は40～60円/1トンを数える。

(2) 主な設備投資

紅檀温泉の設備投資額は当初7,000～8,000万元、現在までの総額は2億元に及ぶ。2005年以降、客房・会議棟（一部客室は露天風呂付帯）（写真6）、美食餐厅（レストラン、バーベキュー）、温泉宮（温泉プール・露天風呂など）、室内魚池（釣り堀）（垂釣宮・室内垂釣）を整備し、2011年には、銀山地区（昌平区の中心から東北へ30km）で銀山汽車露營地を開発計画中である。いわゆる山のリゾートで、オートキャンプと温泉を売りにしている。紅檀温泉の中核施設は、室内魚池つまり釣り堀であり、レクリエーションやレジャー客を意識した施設作りに特色がある。



写真6 客室付帯の露天風呂（紅檀温泉）
（注）筆者撮影。2010年。

(3) 経営数値

紅檀温泉の年商は、2006年当初1,000万元だったが、その後、倍増することで、2009年の年商は5,000万元（6.5億円）を数えた。利潤は15%を占める。年商は毎年20～30%アップで、2桁成長を示している。年商の内訳は飲食部門40%・宿泊部門30%・温泉部門30%で、飲食部門が比較的多い。

食材は昌平区内で自家農園を所有しており、地産地消の緑色野菜がセールスポイント

で、ヘルシーメニューを主に提供している。レストランの中は樹木を配置し、緑の空間を演出している。年商からみたオンシーズンは10月～2月、オフシーズンは3～9月となる。顧客の市場は北京が中心で、内訳は会議55%、レジャー45%で、会議の需要が多い。

経営方針としては、顧客は我が家と思って宿泊し、従業員には家族と思って働いて欲しいと主張する。経営上の悩みは中間管理職の人材育成で、総経理としての悩みは月に最大2回程度の休暇の少なさとなる。

(4) 特色

紅檀温泉の特色は、広大な土地と緑地空間の中で、施設・設備が充実していることである。中でも、釣り堀は室内・室外に整備され、一大セールスポイントとなっている。飲食の健康志向も特色の1つであり、地産地消の緑色野菜が楽しめる。

4 龍脈温泉度假村

(1) 開発の歩み

龍脈温泉度假村（以下、龍脈温泉）は、小湯山の旧集落の北側に位置する。表2は龍脈温泉の概要を示したものである。龍脈温泉の経営母体は建設系の龍脈集団である。総経理の出身地は河南省新郷市となる。同集団は1986年以前に青海省・山西省・内蒙古、1987年に珠海市、1993年以降、北京を中心としてマンションなどの開発を行った。1993年1月には小湯山で療養院を経営し、これが前身となって龍脈温泉の開業となった。

龍脈温泉の開業は1993年で、まず別荘分譲を開始し、1996年1月18日に正式な開業となった。敷地面積は280亩（18.7ha）と広大である。温泉の掘削は1993年に実施し、掘削の投資額は100万元を数える。源泉の深度は500m、泉温は約50℃を示す。湧出量は1,333ℓ/分で、泉質はケイ酸塩を含んでいる。

(2) 主な設備投資

龍脈温泉の設備投資額は当初1億元を数え

る。1993年に土地の整備を行い、別荘の分譲を開始し、現在でも別荘の分譲を行っている（写真7）。温泉施設として、1995年に龍脈温泉楽園を開発し、1996年に正式な開業を行った。その後、1998年には華樂宮宴会庁（レストラン）、2002年には康体会展中心（会議場）、さらに2003年には龍脈温泉大酒店（ホテル）、竹林温泉（露天風呂）を整備し、業務の拡大を行った。竹林温泉は以前の釣り養殖場で、これを用途変更したものである。付近の土地は、開発当時5万円/㎡だったが、現在は500万円/㎡に値上がりし、資産価値が著しく向上している。



写真7 工事中の別荘（龍脈温泉）
（注）筆者撮影。2010年。

2005年には龍脈温泉会館（釣堀）を整備し、レジャー・レクリエーション需要に対応した。2011年には温泉会館を廃止し、会議ホールへ改築する計画である。さらに洞窟温泉を含めた地下温泉天国テーマパークを開発する予定である

（3）経営数値

龍脈温泉の年商（2009年）は9,000万円（11.7億円）を数え、毎年20～25%アップと2桁成長を行っている。年商の内訳は会議70%、温泉30%を示し、会議需要の多いことが最大の特色である。年商からみたオンシーズンは1・2・7・8・11・12月で、オフシーズンは6・9月である。顧客の市場は北京80%、天津・石家荘・廊坊など20%で、

北京からの顧客が多い。利用人員は年間約50万人で、内訳は温泉30万人、会議20万人である。

（4）特色

龍脈温泉は小湯山人民政府の裏手に位置し、新集落の中核を占める温泉リゾートである。小湯山文化広場・小湯山会議中心にも近接し、立地条件の良さが特色と言えよう。周辺にはリゾートマンションの建設が進み、小湯山医院に近いこともセールスポイントとなっている。敷地内では別荘分譲も継続しており、別荘族の利用も意識している。事業欲は旺盛で、北京市南部でも温泉施設の開発を行っている。近年、中国人の健康志向が急速に向上しており、今後は温泉を目玉にした事業をさらに展開する予定である。

5 むすび

以上、北京市小湯山における紅櫨温泉山庄と龍脈温泉度假村の2つの温泉施設を事例として、その開発の実態と経営状況の概要を把握したが、その結果、次のことが明確になった。

- ①小湯山は、21世紀に入って、地域ブランド力を増すことで、温泉観光開発が進展した。温泉施設の他に、リゾートマンションが集積しており、温泉リゾートとして確立しつつある。
- ②しかし、気軽に利用できる外湯が営業しており、北京市では唯一大衆的な温泉利用にも対応している。
- ③温泉施設は敷地が広大で、意欲的な設備投資によって、事業の多角化を行っている。
- ④温泉+α、つまり自然・環境・農業・レジャーを前面に打ち出した経営を行っている。
- ⑤顧客は富裕層が主体で、温泉利用者と共に会議・研修の顧客が多い。
- ⑥SARSのイメージの払拭、ブランド力アップを目指した小湯山温泉文化節は継続的に開催され、小湯山の重要なイベントとして定着した。将来は温泉サミットを開催

するなど、持続可能な開催が望まれる。

- ⑦今後、中国では温泉観光開発がさらに進展すると思われる。その方向性は経営規模や施設の大規模開発ではなく、温泉資源性、つまり、温泉の“質”にこだわる温泉施設の整備が求められることになる。

付記

本稿は、日本温泉地域学会第17回研究発表大会(2011年5月23日・湯河原温泉)で口頭発表した内容を修正・加筆したものである。

謝辞

聞き取り調査に当たり、北京龍脈温泉度假村・王東方副經理、紅檀温泉山庄・王真総經理、中国温泉旅游協会・張超秘書長、通訳の王薇氏に大変お世話になりました。地図作成については大阪観光大学の小堀貴亮講師にお願いしました。ここに記して謝意を表します。

注・参考文献

- 1) 中国温泉旅游協会・張超秘書長の談による。
- 2) 中国温泉旅游网のHPによる。
(<http://www.hstcn.com/>)
- 3) 新浪旅游のHPによる。
(<http://travel.sina.com.cn/china/ard/2011-03-28/1134154346.shtml>)
- 4) 前掲2)・3)による。
- 5) 西日本新聞社のHPによる。
(<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/item/247981>)
- 6) 前掲2)・3)による。
- 7) 江津市のHPによる。
(<http://www.city.gotsu.lg.jp/228.html>)
- 8) 前掲2)・3)による。
- 9) 紅檀温泉山庄・王真総經理の談による。
- 10) 前掲2)・3)による。
- 11) 前掲2)・3)による。

参考文献(発行順)

小胡日査(1999)「中国内モンゴル阿爾山温泉地の形成と利用実態」千葉大学地理学研究報

告・10号、41～50頁。

王艷平・山村順次(2000)「中国における温泉利用の変化と地域的特性」千葉大学環境科学研究報告・25巻、44～49頁。

小胡日査・山村順次・呼格吉勒圖(2001)「中国内モンゴルにおける温泉資源の特性と温泉地開発—涼城温泉を中心として—」千葉大学環境科学研究報告・26巻、18～26頁。

山村順次・王艷平(2001)「中国南部における温泉地の地域的展開」千葉大学地理学研究報告・12号、1～11頁。

山村順次(2004)『世界の温泉地 発達と現状(新版)』(社)日本温泉協会、271頁。

于航(2005)「中国遼寧省鞍山市湯崗子温泉の発達過程と温泉利用」千葉大学地理学研究報告・16号、31～42頁。

于航・山村順次(2005)「中国大連龍門湯温泉の開発と温泉利用」温泉地域研究・5号、31～40頁。

浦達雄(2006)「湯遍路旅日記—北京・小湯山温泉」温泉(日本温泉協会)第74巻6月号(通巻800号)、4～9頁。

鶴島陽子(2007)「北京・持続可能な発展のための教育園」における教育活動」国立教育政策研究所紀要・136集、175～184頁。

于航(2007)「中国大連市安波温泉の開発過程」温泉地域研究・9号、31～40頁。

于航・山村順次(2008)「中国大連市安波温泉の開発に関する地域住民の評価」温泉地域研究・10号、63～72頁。

陳晶(2008)「中国の北京市と広東市における温泉施設の一考察」温泉地域研究・10号、85～90頁。

北京市国土地資源局編著(2008)『北京地熱』中国旅游出版社、109頁。

昌平区小湯山镇人民政府(2008)『小湯山中国温泉之郷』同政府、1冊。

鈴木晶・陳偉(2010)「桂林龍勝温泉観光開発のSWOP分析及び対策」温泉地域研究・15号、29～36頁。

中国温泉旅游協会(2010)『中国温泉旅游精選』

広東旅游出版社、315頁。

王 薇 (2010) 「中国における温泉観光地の開発」
地域政策研究(高崎経済大学地域政策学会)、
13号、23～38頁。

中国温泉旅游藍皮書編集部 (2011) 『中国温泉旅
游産業発展報告2011』中国温泉旅游協会、
244頁。

張 楠・于 航・山村順次 (2011) 「中国遼寧省
湯泉温泉の開発と利用」温泉地域研究・16
号、31～42頁。

浦達雄 (2011) 「北京市における温泉観光開発」
温泉地域研究・16号、43～50頁。

温泉地における東日本大震災の影響と復興支援活動

Recovery Efforts of Spas Impacted by the Great East Japan Earthquake and Tsunami

山村 順次*
Junji YAMAMURA

キーワード：温泉地 (spa)・東日本大震災 (East Japan great earthquake and tsunami)・
復興支援 (recovery efforts)

1 はじめに

2011 (平成23) 年3月11日、14時46分、東北地方東部、特に三陸海岸部を中心にわが国の観測史上最大のマグニチュード9.0、震度7の未曾有の大地震が発生し、東日本一帯は広く烈震に見舞われた。ここに東日本大震災 (以後大震災) が引き起こされ、地震による家屋の倒壊のみならず、大規模な津波によって多数の人命と財産が失われた。気象庁の発表によると、東北地方の太平洋に面する震源に近い岩手・宮城・福島県をはじめ、関東地方の茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉県も震度6を観測し、東北地方日本海側の青森・秋田・山形県や新潟・長野・山梨・静岡・神奈川の諸県や東京都も震度5という、大規模かつ広域にわたる地震であった。

筆者は千葉市の自宅1階にいたが、これまでに経験したことのない震度6弱のかなり長い横揺れを感じ、屋外に出た。近隣の住民も外へ飛び出していたが、その後、一段落してテレビの実況を見続けた。NHKテレビの画面に映し出された光景は、地震による家屋の倒壊のみならず、大規模な津波が押し寄せる驚愕の映像であった。特に印象に残ったのは、仙台平野南部の名取川下流域の耕地整理で見事に区画された広大な水田地帯が、押し寄せる津波で大きくえぐられ、真っ黒な土を含んだ波があつという間に家屋やビニルハウスを

飲み込んで進んでいく姿であった。また、以前訪れて三陸津波の歴史を学ぶことの重要性を実感していた宮古市田老の高さ10m、長さ1,350mにおよぶ巨大な津波防潮堤が、水門を閉める間もなく大波に乗り越えられていく様をみて、大自然の驚異を改めて思い知らされたのであった。

さらに、翌日の3月12日には長野県北部の栄村でも震度6強の地震が起こるなど、大地震発生の広域化が明らかになった。気仙沼市での大規模な火災発生、千葉県市原市の石油コンビナートでのガスタンクの爆発炎上、浦安市や利根川下流域での液状化、加えて東京電力福島第1原子力発電所の水素爆発による放射能拡散など、大震災による多様な被害が各地で発生した。被災者数は、宮城県をはじめ岩手県と福島県に集中し、地震発生翌日の20時には死者621人、行方不明645人、2日後にはそれぞれ1,587人、12,015人に増え、大震災1ヵ月後の4月9日現在では全国で死者12,915人、行方不明14,921人、避難者16万3,781人という驚くべき数が明らかにされた¹⁾。

筆者は、大震災によって心身ともに打ちのめされた人々が雪の降る中で家族を探し歩き、集団避難所で不便な日々を送っている惨状を見るにつけ、今こそ温泉地が温かい温泉を被災者に届けたらどれほど喜ばれるのである

* 城西国際大学観光学部 (Josai International University)

うか、さらに、被害に遭わなかった温泉旅館が即刻、彼らを受け入れる方策はないものかと思った。

一方、大震災直後から全国の温泉地の旅館はキャンセルが相次ぎ、特に団体客、外国人ツアーは皆無に近い状況であったことは、震災地から遠い別府温泉の旅館主からの電話で知っていた。大震災後、ほどなくしてもたれた温泉関係会議の後に、日本温泉協会員の旅館の経営状況と被災者の受け入れについての実態を調べる必要があるとの意見を協会事務局に伝えた。協会でもその意向を持っており、アンケートの内容を検討した。

本稿では、まずこのアンケート結果から大震災の日から5月末までの日本温泉協会員の旅館の経営状況を全国的にまとめ、ついで各温泉地の被災地に対する復興支援活動を概観した。さらに、震災地の復興を支援するボランティア活動の事例を示した。

2 東日本大震災の温泉旅館への影響

日本温泉協会は大震災後に全会員旅館に対して、大震災に関わるアンケート調査を実施

した²⁾。北海道から鹿児島県まで全国的に会員数の約4分の1に相当する341軒から回答があり、大震災後の3・4・5月の各月ごとに集客の状況が示された。

まず、5月末現在で休業しなかった旅館は87%であり、一時休業したが営業を再開した旅館が12%、休業中が1%であった。一時休業は大震災を受けた東北・関東・中部地方のそれぞれ17軒、15軒、8軒であり、その他の地方は皆無であった。しかし、表1のように温泉旅館は営業をしているものの、経営は大変厳しい状況であった。回答した旅館の全国合計値では、前年比で「大幅減少」が3月55%、4月49%、5月23%と時間の経過とともに減少はしているが、「減少」は3月27%、4月30%、5月40%であり、3月と4月ではほぼ80%の旅館が宿泊客の減少を招いたのである。特に東北地方では、「大幅減少」が3月と4月ではいずれも75%に達していて、旅館経営は危機的状況にあったことが判明した。関東地方や中部地方の状況をもみても、同様の傾向がうかがえる。

一時休業をした40軒の旅館は、東北地方

表1 大震災後の地方別・月別温泉旅館宿泊客数の前年比増減（2011年3月～5月）

地方	月別	旅館数	増加	変化なし	減少	大幅減少	地方	月別	旅館数	増加	変化なし	減少	大幅減少
北海道	3月	11		1	5	5	近畿	3月	32	3	6	13	10
	4月	11	1		5	5		4月	32	6	7	11	8
	5月	11		1	6	4		5月	32	9	8	9	6
	計	33	1	2	16	14		計	96	18	21	33	24
東北	3月	52	4	3	6	39	中四国	3月	20	2	3	10	5
	4月	56	5	6	5	40		4月	20	2	2	8	8
	5月	59	9	5	17	28		5月	20	4	7	6	3
	計	167	18	14	28	107		計	60	8	12	24	16
関東	3月	63	9	2	8	44	九州	3月	35	4	6	15	10
	4月	63	8	2	20	33		4月	34	5	4	15	10
	5月	64	11	6	35	12		5月	34	7	8	12	7
	計	190	28	10	63	89		計	103	16	18	42	27
中部	3月	114	9	2	28	75	合計	3月	327	31	23	85	188
	4月	115	7	14	28	66		4月	331	34	35	92	170
	5月	115	19	22	49	25		5月	335	59	57	134	85
	計	344	33	38	105	166		合計	993	124	115	311	443

(注) 日本温泉協会調査資料により筆者作成。前年同期の宿泊客数と比較した増減である。3月は11日以後の半月の状況。

の岩手・宮城・秋田・福島県、関東地方の栃木・群馬・神奈川県、中部地方の新潟・長野・静岡県温泉地であり、大震災の被害を受けた地方である。宿泊客の前年比を見ると、3月と4月では「大幅減少」が74%と68%で高率であり、5月が45%であった。その理由としては、燃料確保困難・交通遮断・計画停電・食材確保困難などが多く、温泉源の設備破損などもあった。

2011年5月に公表された北陸財務局「東日本大震災の影響～温泉地・観光地の誘客の取組み～」によると³⁾、大震災後の北陸地方の主な温泉地のキャンセルは、和倉35,000人、山中と芦原は各24,000人、山代23,000人、片山津10,000人、宇奈月8,000人、輪島4,000人、湯涌2,000人など、計135,000人という膨大な数にのぼったという。温泉旅行の自粛ムードに福島第1原子力発電所の爆発事故にともなう放射能拡散も影響して、団体旅行のほとんどがキャンセルとなり、特に外国人客はゼロといえる状況であった。また、産経ニュースの記事によると⁴⁾、東京入国管理局調べでは、2011年3月11日～31日の成田空港入国外国人は1日平均3,400人で、昨年

の4分の1であり、関西空港でも3月18日～23日では1日平均1,700人で、大震災前の半分以下であった。

次に日本温泉協会調査による大震災後の宿泊客の特性をまとめたものが表2である。全国的には「観光客」が83%を占め、「被災者」は4%弱に過ぎない状況であった。「復興部隊」の受け入れは2%弱である。被災者を受け入れた旅館は東北地方を中心に、関東・中部地方に見られたが、復興部隊関係者の受け入れは東北地方のみであった。その他には湯治客が含まれており、東北・中部・関東地方に集中している。

アンケート回答者のうち、「被災者」を受け入れた旅館のある温泉地は、東北地方では湯瀬・南郷・鶯宿・蔵王・赤湯・高湯・沼尻・羽鳥湖・熱塩・大塩裏磐梯・新野地・野地・芦ノ牧・母畑、関東地方では那須湯本・猿ヶ京・草津・川古、中部地方では角神・越後湯沢・奥飛騨であった。また、「復興部隊」受け入れた旅館のある温泉地は、東北地方では菓郷・つなぎ・秋保・鎌先・小原・湯野浜・基点・羽鳥湖・磐梯熱海・穴原・猫啼・母畑であった。

表2 大震災後の地方別・月別温泉旅館宿泊客の特性（2011年3月～5月）

地方	月別	旅館数	観光客	被災者	復興部隊	その他	地方	月別	旅館数	観光客	被災者	復興部隊	その他
北海道	3月	11	11				近畿	3月	31	28			3
	4月	11	10			1		4月	31	28			3
	5月	11	11					5月	31	28			3
	計	33	32			1		計	93	84			9
東北	3月	47	21	8	7	11	中四国	3月	18	16			2
	4月	52	24	10	10	8		4月	18	17			1
	5月	57	33	10	8	6		5月	18	17			1
	計	156	78	28	25	25		計	54	50			4
関東	3月	60	45	7		8	九州	3月	33	32			1
	4月	59	47	1		11		4月	33	32			1
	5月	56	51			5		5月	33	32			1
	計	175	143	8		24		計	99	96			3
中部	3月	112	101	2		9	合計	3月	312	254	17	7	34
	4月	112	102	1		9		4月	316	260	12	10	34
	5月	113	104	1		8		5月	319	276	11	8	24
	計	337	307	4		26		合計	947	790	40	25	92

(注) 日本温泉協会調査資料により筆者作成。

3 東日本大震災被災地への温泉地の復興支援

(1) 温泉地の復興支援活動

全国の温泉地では、旅館の経営不振を打開するためにも、被災者の受け入れを前面に打ち出すとともに、被災地への復興支援を行ってきた。特に大震災被災地に近い東北地方や関東地方の温泉地では、いち早くかつ積極的に被災者の受け入れを開始した。以下に、日本温泉協会誌⁵⁾に掲載された各温泉地の取り組みをはじめ、その他の温泉地も含めて温泉地と被災地との関わりをまとめた。

- ①岩手県つなぎ温泉では、大地震直後から停電が2日間続き、旅館は休業を余儀なくされた。3月20までに約1万人のキャンセルがあり、経営危機を打破するためにも8軒の宿泊施設(245室)が被災者1,200人を受け入れることを決定した。26日に受け入れの第1陣がバス5台で到着した。
- ②宮城県鳴子温泉郷では、国の補助金支給基準の1泊3食付5,000円のもとに、10軒の旅館が参加して南三陸町から被災者約500人を受け入れた。
- ③宮城県蔵王町では3月末から6日間にわたり、山元町・亘理町・岩沼市・名取市の19避難所から被災者延895名をマイクロバスで送迎し、遠刈田温泉などで温泉入浴と食事を提供して喜ばれた。6月～8月には宮城県内の5地区(蔵王・川崎・白石・鳴子・仙台)の温泉地の新たな支援事業として、2泊3日の短期被災者宿泊プランを実施し、被災者の心身のリフレッシュをサポートすることにした。蔵王町は3ヵ月間で延1,000人の受け入れを予定した。
- ④福島県いわき湯本温泉では、原子力発電所事故の影響が強くキャンセルが相次いだ。湯本の体育館・公共施設の被災者は約2,000人にのぼったが、公衆浴場の無料入浴を実施した。さらに、近接の広野町から仮設住宅完成までの被災者の宿泊要請があり、国庫補助金支給制度もあって受け入れ

を実施した。6月現在で26軒の旅館が参加して稼働し、被災者300人、原発関連を含む工事関係者が1,800人ほど滞在した。

- ⑤新潟県では、原発事故の影響で福島県よりは新潟県への流れが生じて被災者が急増した。5月末には約35,000人が県内の旅館・ホテルに滞在していた。さらに体育館などの不便な環境下にあつて集団生活から逃れたい被災者も増えており、国の補助金の基準を若干上回る料金設定のもとに、新潟県の旅館・ホテル620軒の70%に相当する425軒が受け入れに対応した。
- ⑥群馬県水上温泉は群馬県内の温泉地として、3月14日に旅館の経営安定と被災者の受け入れのために、いち早く町独自の予算1億円を計上したという。3月16日から4月末まで、被災者1泊あたり宿泊施設へは3,000円が支払われ、1ヵ月間で1,000人を受け入れることにした。参加した宿泊施設は72軒におよんだが、うち34軒分のゴールデンウィーク中(4月28～5月8日)の11日間の部屋数の平均予約率は45%であったが、利用実績は68%で大きく伸びた。
- ⑦群馬県草津温泉でも、被災者を救済するために町当局はすぐに1億円の特別予算を組んだことは特筆される⁶⁾。3月20日からの南相馬市被災者の受け入れを1泊2食付2,800円(昼食代は別途200円補助)で進め、その後、国の宿泊補助金が正式に決定されたので、5月21日より1泊3食付5,000円とした。

隣接の東吾妻町では、姉妹関係の東京都杉並区からの連絡で福島県南相馬市の被災者を受け入れることにしたが、草津町でも同じ市民の交流ができて良いとの判断から、南相馬市の住民を受け入れた。27軒の宿泊施設が受け入れることになり、約250人の被災者のうち100人ほどを大規模ホテル1軒が収容し、その他は数人～10人ほどに分散して宿泊した。被災者からは、

プライバシーが護れる個室であることと温泉があることに大変感謝されたという。

被災者の草津温泉滞在は8月末で終わったが、数名が草津町で居住することになった。大震災発生から約半年の間、草津町が支出した金額は宿泊費6,400万円（延17,766泊）、昼食代56万円、学用品など81万円、バス借り上げ料49万円など計約6,600万円にのぼった。草津町当局をはじめ旅館業者や町民の被災者支援への献身的な活動は、町報に掲載された被災者の次の言葉によく示されている⁷⁾。「本当に良くしてもらっています。この恩はずっと忘れません。・・・草津に到着してすぐに温泉で体をいやすことが出来ました。本当にありがたかったです。」

2011年3月の草津温泉の宿泊客数と日帰り客数は、昨年同月の約75%に減少したが、その後4・5・6月では各80～95%へと上昇し、夏季の7・8月は海水浴客が減少した観光地に反して、前年と同じレベル（8月の宿泊客185,000人、日帰客83,000人）に復活し、盛況であった（図1）。

(2) 温泉地利用の復興支援ボランティア活動

甚大な被害を受けた東北地方の三陸海岸地域へのボランティア活動も盛んに行われた。特に被災地から遠隔の都市住民が参加する短期のボランティアツアーが催行されたが、その際に温泉地で宿泊したり、休憩する傾向が見られ、温泉地の活性化にも貢献した。

岐阜県下呂温泉は福島県郡山市にある県商工信用組合から3月16日から5日間の避難滞在を依頼され、8軒の旅館が59名を受け入れたが、下呂温泉の大きな復興支援は阪神大震災の際の経験を生かして、タンクローリで大量の温泉を秋保温泉から運んだことである。5月12日～19日の8日間、福島・宮城県内の避難所にある自衛隊の6カ所の仮設風呂に33.5トンの温泉を運び、被災者に温泉入浴のひと時を過ごしてもらったことは特筆される。秋田県乳頭温泉郷でも同様の温泉出前サービスを行った。

被災地の瓦礫の片付けや被災者への手助けなど、内外からの多様なボランティア活動には頭が下がる思いである。全国各地からの自治体職員の派遣もあるが、ボランティアバスツアーの催行も多かった。浜松発の3泊4日

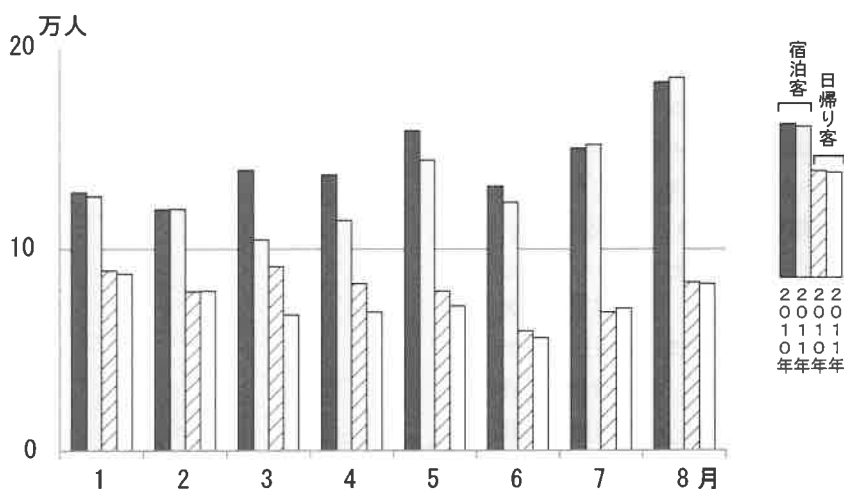


図1 草津温泉の月別宿泊客・日帰り客数の前年比較（2010・2011年1～8月）
（注）草津町役場資料により筆者作成。

のツアーは初日の深夜に鳴子・秋保・作並・花巻などの温泉地に宿泊、翌日から1日半をボランティア活動に費やし、夜行で帰着するというハードな企画であり、参加費は31,500円であった。一方、東京発の2泊3日（バス車中泊）のツアーでは、南花巻温泉に宿泊し、帰りに厳美溪・中尊寺を巡るので参加費は約25,000円であった。参加費が1万円程度の1泊2日（バス車中泊）の企画も数多くあり、この場合も温泉入浴が出来るように配慮されている。千葉県佐倉市のバス会社のツアーは参加費8,000円で格安であり、深夜発の1泊2日（車中泊）の宮城県沿岸被災地ボランティアセンターを窓口にしたツアーを8月末までに21回も催行した。9月以降も12回の催行を予定している。2日目は8時から15時までボランティア作業（作業用具付）をし、帰りのルート上で温泉に入るが、仙台七夕祭りの際はそれを見物したりして深夜に到着した。

4 むすび

東日本大震災は日本人のみならず世界の人々を震撼させた大災害であり、海外からも多くの支援活動が展開された。半年を経過した今なお義捐金の配分や原発事故の補償金は滞り、被災者の生活や被災地の経済活動の復興については、将来を見据えた施策が本格化しているとは言えない状況である。こうした中で、各地の温泉地の人々は被災者の受け入れや温泉の搬送などに迅速に対応して大きく貢献し、広く国民に再認識されたといえよう。

われわれ温泉や温泉地に関わっている者は、このたびの大震災を、古代以来、自然と歴史と人々が融合して庶民に育まれてきた世界に誇る日本の温泉地が、地域の個性を活かすことなく相変わらず画一的な方向を目指していることへの警鐘と受け止め、自然と人間が一体化した持続可能な温泉地域の形成へ向けて尽力すべきであろう。

謝辞

日本温泉協会と草津町当局には貴重な資料を提供していただきました。御礼を申し上げます。

注・参考文献

- 1) 朝日新聞2011年4月10日朝刊記事による。
- 2) 日本温泉協会「東日本大震災にともなう温泉地の状況調査」による。2011年6月実施。
- 3) 北陸財務局のインターネット資料による。2011年5月。
- 4) 産経ニュースのインターネット資料による。
- 5) 日本温泉協会編(2011):「温泉」79巻843号、6～20頁。
- 6) 草津町資料による。
- 7) 草津町広報誌「いでゆ」第559号。2011年8月。

基調講演

湯河原温泉の現状と課題－温泉保護を含む－

富田 幸宏 (湯河原町長)

1 はじめに

湯河原町は、神奈川県西南端に位置し、南西部は静岡県熱海市、西部は静岡県田方郡函南町、北西部は箱根町、北東部は小田原市、東部は真鶴町に接し、南東は相模灘に臨んでいる。海岸線を除いた三方を箱根、伊豆・熱海の山々に囲まれ、相模灘に向かって流れる新崎川と千歳川の流域に帯状の平坦地があるほかは、緩やかな丘陵地と急傾斜の山地によって形成されている。冬季吹きぬける寒風は三方の山々がさえぎり、四季を通じて、相模灘の黒潮の影響を受け、温暖な環境である。

今から約1300年前、平城京を都とした奈良時代半ばに編さんされた万葉集は、古代に生きた人々の想いを和歌をつうじて今に伝えてくれる。万葉集には日本三古湯と称される愛媛県道後温泉、兵庫県有馬温泉、和歌山県南紀白浜温泉や九州大宰府に近い福岡県二日市温泉など、選りぬぎの古湯だけが登場している。東日本の温泉で唯一万葉集に詠まれたのが湯河原温泉である。

また、温泉旅行が普及した江戸時代には、相撲番付にならない全国の温泉地を東西に分けて格付けした温泉番付「諸国温泉効能鑑」がつくられ、湯河原温泉は東の温泉地ベスト3にランクされる小結になっている。

表1 江戸時代の温泉番付

湯河原温泉が東の小結としてランキングされている江戸時代の温泉番付「諸国温泉効能鑑」

2 町営温泉事業

町営温泉事業は、温泉観光地である湯河原町の基幹資源である温泉の適正な利用・資源の保護を目的とするとともに、湯河原温泉の一層の発展のため、昭和31年に発足した。町営温泉事業の効果として、送配湯施設の統合による温度損失の低減、余剰温泉の有効活用、個々の送配湯施設の整理による河川敷等の美観向上、源泉の計画的な清掃作業による温泉の安定供給、町営配湯による適正かつ安定的な利用の確保などが挙げられる。

町営温泉事業の特徴として、源泉の所有権は源泉所有者のまま、各々の源泉所有者は、自己の責任で温泉を揚湯して町営施設に流入している。

流入した温泉は、源泉所有者と契約されている利用者への配湯分を除き、摂氏65℃を基準として価値量の算定を行ったうえで買上げをし、配湯を行っている。

3 集中管理システム

発足後30年が経過した昭和60年に、慢性化している温泉枯渇問題への対応の遅れや、送配湯施設の老朽化による機能の低下な

どが課題として現れ、温泉資源の長期安定利用に通ずる近代化対策が求められるようになった。そこで、昭和61年度に町営温泉全配湯区域の温泉需給バランス調査を行なった。

調査の結果、施設の劣化による漏湯、断熱機能の大幅な低下、熱収支と湯量収支の不足等が問題点として指摘された。原因として、配湯施設の熱管理状況を十分把握した上での改善策を講じなかったこと、温泉利用施設及び使用量の増加に対応せず、配湯方式が旧態依然とした常時定流量方式を続けたことが挙げられ、これらを充分改善することができず、たんに温泉の採取量を増大させることにより対応していたため、源泉によっては水位や泉温の低下などのいわゆる老朽化（枯渇化）が進行してしまい、徐々に流入源泉の有効熱量や揚湯量が減少することになっていた。

この原因と結果をふまえ、「温泉利用施設の将来的な需給バランスを考慮した上で、温泉流出量（流入量）に対応した配湯量の確認」、「従量制への移行」、「温泉資源の保護を目的とした揚湯量の抑制」を大きな前提とした集中管理システムの基本計画を策定し、順次整

表2 湯河原町内源泉数及び流入状況（平成22年度末現在）

総源泉数	利用源泉	未利用源泉	利用不能源泉	休止源泉	揚湯量 (ℓ/分)
A	B	C	D	E	F
157	71	43	0	43	6,662
町営施設 流入源泉数	流入数割合 (%)		町営施設流入量 (ℓ/分)		流入量割合 (%)
G	G/(B+C+D) × 100		H		H/F × 100
28	24.6		2,025		31.5

(注) 湯河原町資料による。以下の表も同じ。

表3 町営温泉利用状況（平成22年度末現在）

区分	権利温泉	保証温泉	臨時温泉	合計
ホテル・旅館	30	22	3	55
寮・保養所	15	16	1	32
自家用	92	69	11	172
その他	15	9	4	28
計	152	116	19	287

表4 主な事業内容

年 度	事業内容
昭和 31 年度	木製開渠による延長 1,800 mの送湯管を主体とする配湯施設の設置
昭和 32 年度	源泉所有者と町との統合により、13 の源泉から毎分 1,850ℓ の温泉流入量を確保し、190 件の使用者に配湯を開始
昭和 38 年度	温度低下への対策としてボイラーによる昇温施設を設置
昭和 40 年度	送湯施設改修（3 箇年計画） 木製開渠を石綿セメント管に切替（管布設延長約 8.5km） 送湯管路を循環方式に変更 貯湯槽の設置（150t, 2 基）
昭和 49 年度	宮上貯湯槽設置（110t）
昭和 54 年度	権現山貯湯槽設置（250t）
昭和 61 年度	町営温泉受給バランス調査及び町営温泉集中管理システム基本計画の策定
昭和 63 年度	宮上サービランス整備
平成 元年度	権現山サービランスセンター整備（貯湯槽 215t） 土肥サービランス整備（貯湯槽 300t）
平成 2 年度	権現山サービランスセンター整備（貯湯槽 100t）
平成 3 年度	奥湯河原中継ポンプ所整備
平成 5 年度	奥湯河原サービランス整備（100t） 従量制導入
平成 13 年度	権現山サービランスセンター貯湯槽（250t）内面改修 宮上サービランス貯湯槽（110t）内面改修
平成 14 年度	権現山サービランス貯湯槽（215t）内面改修
平成 15 年度	遠方監視装置改修
平成 16 年度	土肥サービランス貯湯槽（300t）内面改修
平成 17 年度	奥湯河原サービランス貯湯槽（100t）内面改修
平成 20 年度	権現山サービランスセンター貯湯槽（100t）内面改修

備を行った。整備に際しては、総事業費約 32 億円を要している。

この集中管理システムの特長を列記すると以下のようである。

- ・高温泉の温泉スケール対策に低温泉を利用し、給湯温度の調整を図っている。
- ・温泉本管を送湯管路と配湯管路に分け、それぞれ役割を明確にすることにより、送湯管路では、送湯過程で発生する温度のロスを減少させ、各サービランスの貯湯槽に必要熱量を保ったままの供給が可能となった。また、配湯管路では、利用施設の配湯温度が均一化し、利用施設が使用する際の有効熱量をほぼ同一にすることが可能となった。
- ・循環管網方式とすることで、従量方式が可能となった。
- ・各サービランスの運転を自動化し、役場庁舎及び権現山サービランスセンターで各サービランスの運転状況の監視や、流入量、配湯量、温度等のデータを記録することが可能となった。

ここに、従来の常時定流量方式と比較し、大幅な改善が図られた。今後は、各施設の維持管理を行いながら、安定供給に努めてまいる所存である。

4 温泉保護対策

湯河原町においては、前に記述したとおり、昭和 30 年代に温泉の乱掘や過剰揚湯により温泉水位の急激な低下が見られ、温泉資源の枯渇問題が深刻化したため、抜本的な温泉保護対策として集中管理給湯システムを構築し、平成 6 年度から温泉集中管理を開始した。

その結果、町内6源泉の源泉水位は平成8年頃を境に上昇傾向に転じ、また、平成10年度以降は降水量にも恵まれたこともあり、水位は安定してきた（小田原保健福祉事務所生活衛生部温泉課調査による）。

バブル景気以降、低迷していた開発が再開され始めた現在、温泉付という高付加価値物件を求める結果、大深度掘削が実施されるなど、温泉保護という観点からは予断を許さない状況となっている。

神奈川県では、県内を規制地域（保護地域、準保護地域など）と一般地域に区分すること

や、新規掘削や汲み上げ量決定のルール（神奈川県温泉保護対策要綱）を定めている。本町では、平成22年度の夏季に源泉所有者の理解を得て、温泉の揚湯を抑制することで資源保護に努めているが、これからも関係者との連携を図るとともに、国・県の動向を見極め、温泉資源保護に関する諸施策を講ずることにはしたい。

また、温泉を貴重な資源として、今後も大切に利用していくためには、温泉にかかわる者が個々の役割を充分に認識する必要がある。

表5 湯河原温泉の成分・適応症・禁忌症

源泉名	湯河原温泉混合泉
泉質	ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉
知覚的試験	無色透明無臭
泉温	59.8℃
pH	8.19
温泉1kg中の成分総量	1,710mg
一般的適応症	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
泉質別適応症	きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童 慢性婦人病、動脈硬化症
一般的禁忌症	急性疾患（特に熱がある場合）、活動性の結核 悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、 出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、 妊娠中（特に初期と末期）

シンポジウム

湯河原温泉の活性化への取り組み

コーディネーター	： 石川理夫	(温泉評論家)
パネリスト	： 山本一郎	(湯河原温泉旅館協同組合理事長)
	： 深沢昌光	(湯河原観光ボランティア・菜の花会)
	： 室伏友三	(財団法人日本鳥類保護連盟理事)
	： 大和田瑞乃	(株式会社アセンダント代表取締役)

1 はじめに

2011(平成23)年5月22日(日)・23日(月)の二日間、神奈川県湯河原町の湯河原温泉で開催された日本温泉地域学会第17回研究発表大会の最終日午後、湯河原町長の基調講演に続いて「湯河原温泉の活性化への取り組み」をテーマにシンポジウムが行われた。

湯河原温泉は静岡県熱海温泉郷と隣接し、箱根温泉郷に続く神奈川県有数の温泉地である。歴史はきわめて古い。奈良時代の『万葉集』東歌の中に「あしがり(足柄)のとひ(土肥)のかふち(河淵)にいづる湯の…」と詠まれたのが、相模国土肥郷の藤木川の河原からこんこんと湧いていた湯河原温泉で、関東以北では文献に登場する最も確かな古湯である。

湯河原温泉は中世には「こぞめの湯」などと呼ばれて利用されてきたが、箱根の山から流れ下る藤木川が刻む狭く奥まった谷間という立地と、河原の自然湧出泉源が大水の影響を受けやすく、温泉地の安定的な発展をはばんできた。それでも「打ち身、切り傷に良く効く」という含石膏-弱食塩泉への評判は高まり、近在の武士や石工、農民の利用から江戸時代前期には小田原藩主が湯治に訪れ、村人に湯小屋建設を許可していた。

地元宮上村では湯河原温泉の共同湯を「村湯」とも呼び、明治に至るまで「惣湯」をはじめ「一村共有温泉」として資源と共同湯を大切に共同管理してきた。この伝統は温泉資

源管理のためにいち早く町が集中管理方式をも採り入れた中にも息づいている。

日清・日露戦争の際に戦傷者の療養温泉地に指定されて以降、名湯の誉れは全国に広まり、政軍財界人、著名文士が保養する温泉地として大きく発展した。しかし近年ではほかの観光温泉地同様に客足にかけりが見られ、地元から活性化への取り組みが始まった。

こうした経過や意義を共有化するために各パネリストから報告をいただき、多くの町民参加を得た会場からの発言、提案をまじえて熱気を帯びたシンポジウムとなった。以下、その内容の要旨を報告する。

2 自然環境を生かした観光事業創出

まずパネリストの一人、湯河原温泉で野鳥ガイドを務める自然財団法人日本鳥類保護連盟理事の室伏友三氏は大事な会議が重なり、急きょ紙上発表となった。

湯河原町は周囲を豊かな自然環境に囲まれ、県内でも有数の自然探索のスポットである。これらのスポットを観光事業に有機的に取り入れていくことで活性化をはかる目的で、着地型観光商品開発に平成22年度11月より試行的に着手した。

時期的にも紅葉の美しい季節とコラボレートさせ、単なる自然観察ツアーではなく自然界の仕組みを生物多様性の観点からも散策しながら学習できるものにしたところに大きな特徴がある。参加が見込まれる年齢層を想定して内容を組んだが、実際にそのとおりで

を射たものとなった。ツアーの昼食には旅館と提携したオリジナル弁当も用意した。

昨今は自然と親しむツアー、生物多様性学習ツアーなど体験学習的な観光商品が紹介されており、湯河原の地の利を生かした商品開発である。平成23年度には年間を通じた商品開発をはかり、第1回目の5月27日開催ツアーはすでに募集人員を満たしている。

これと並行して、将来を見越した人材育成の観点からツアーガイド養成講座を開催したら定員を超える応募者が集まり、初級者レベル講座という初期目標が達成された。本年度目標の中上級レベル養成講座も開催の予定である。こうした講座修了者から今後の商品開発に必要な人材が育ち、湯河原の観光育成に寄与してもらえることを期待している。

以上のツアー企画は第三セクターで設立した湯河原情報センターが窓口となっている。

3 観光ボランティア等の取り組み

続いて、今回の視察会にも4名の方が案内役を務めてくれた湯河原観光ボランティア、そして菜の花会で活動する深沢昌光氏から、「湯けむりと笑顔あふれる湯河原の町」をキャッチフレーズに取り組んでいる三本柱の取り組みの報告を受けた。

一つは湯河原観光ボランティア活動で、湯河原駅前の観光案内所を拠点にどんな観光イベントがあるかなど情報を発信。予約を受け付けて、万葉公園、2.26事件のあった光風荘、一年中山野草が楽しめる幕山公園など、年間348日、延べガイド千人以上が出勤して活動している。

二つ目は平成22年10月に設立したNPO法人「湯河原元気隊」で、小中高生の足湯体験ツアー、かつて湯河原を走っていた人車鉄道を再現した乗車体験、温泉街の古い建築物を見に行こうツアー、温泉の出前授業、温泉石けんや湯の華など、地域資源を生かした体験ツアーによる新しい着地型観光開発に取り組んでいる。

三点目は湯河原花一杯運動で、かつて万葉公園には万葉集ゆかりの草花120種ほどが咲き乱れていたが、近年少なくなっていた。その再生事業に今年2月から部分的に着手した。また、河畔にごみが捨てられるのを防ぎ、美観構築のために泉橋の中洲に花を植える活動にも取り組んでいる。

4 街歩き&つまみ食いツアー

会員でもある大和田瑞乃氏からは、国の補助金も活用した湯河原まちなか活性化事業による温泉街へ観光客の街歩きを促すための取り組みが報告された。

湯河原温泉は千歳川をはさんで右岸は静岡県熱海市へと行政が区分され、温泉街は両岸に広がっていても、防災マップ作成ひとつとってもなかなか一緒に取り組めなかった。それを打破して温泉街の活性化のために、訪れる人にもっと街歩きを楽しんでもらおうと、中小企業庁の補助金事業（平成22年度地域資源∞プロジェクト）に応募し、街歩きを促す仕掛け、プログラムをつくって、昨年一年間取り組みを行った。

その結果を今年2月22日、町のシンポジウムで報告した。まず来訪者の行動調査。湯河原は保養・静養型温泉地なので宿泊客は宿にとどまってゆっくり過ごし、途中をはしょって帰る傾向があった。そこで滞在中に店に寄ってはつまみ食いしながら町の魅力を再発見しながら温泉街を歩いてもらおうと、おいしいコロッケを揚げたてで出す町の肉屋さんなど観光客相手以外の店も参加して賞味できる「つまみ食い」チケット（50円券5枚）を作成して客に配った。

これによって観光客と町民のコミュニケーションをはかる目的もあった。街歩きで店が探せなかったり道に迷ったら利用できるように、「道案内いたします」の看板を付けた有志店もつくった。老舗温泉街らしく芸者さんを活用して、「芸者さんと街歩き&つまみ食いツアー」や見番での稽古風景を見学できる

ようにもした。

湯河原は「いい湯だ」と言われるが、実際にはどのようにいい湯なのかかわからないことがあった。そこで『湯河原温泉 いい湯の話』という冊子を作成。観光客と接する町民に配布し、自信をもって温泉の良さを語ってもらえるようにした。現在は湯河原の源泉を活用した美容ファンゴの開発プロジェクトにも取り組んでいる。

5 まちづくり協議会を立ち上げ

山本一郎氏からは、旅館サイドからみた湯河原温泉の現状がまず報告された。

湯河原温泉は首都圏にあって急な落ち込みはないが、世間の趨勢同様客が減少している傾向は変わらない。旅館の集積は一応あるが、各旅館の規模は小さい。箱根と熱海という全国一、二位クラスの大観光温泉地の間にあって影が薄かった。それに湯河原を訪れる客は静養客が多い。大和田氏の報告にもあったように「いい湯ですよ」というだけで、どういい湯か説明できなかつたので、協力して温泉と湯河原の歴史をわかりやすく説明した冊子をつくった。冊子を読んでもらって、観光客に語りかけてもらいたい。

何かしようとしても静岡県側（泉地区）と一緒にやっていけるのか、これまで旅館組合や観光協会がためらいがあったが、昨年まちづくり協議会を立ち上げた。行政テリトリーを超えてお互いの地域に入り込んでいけるように、いろいろ分科会をつくり、足元から協調しあえるように努めている。

6 歴史ある温泉街景観を生かそう

パネリストからの報告を受けて、会場から質問や提案が出された。

湯河原ではどういう客層をターゲットにしているのか見えていないという質問や、実際に街を歩いて地元の店で「みやげには何がいいか」聞くと、あまりおすすがめがなかったという発言があった。関連して大和田氏から、

つまみ食いチケットをつくって各店に自慢の一品を出してもらおうよう働きかけたが、商店街も足並みがまだそろわず、湯河原温泉のもてなし力は今一步の段階という追加報告があった。

深沢氏からも、観光ボランティア養成講座を2回ほど開催し、登録者も増えているが、3分の1が地元で、3分の2は外から移り住んできた方。従来からの町民の関心がまだ薄いという報告がなされた。

山本氏からは、のんびりしたい客が多くて街を歩いてくれないので、温泉モニュメントをつくるなどして街を歩いてもらうための取り組みを続けるという表明がなされた。

さらに会場からは、湯河原温泉は歴史があるのに意外とまだ知られていない面がたくさんある。成り立ちや景観からみても川を大切にして、旅館街の整備も必要だという意見が出された。パネリストからも、景観美の基準をもうけて景観条例づくりを進めるべきという意見があった。

湯河原の旅館街の景観では、江戸時代からの歴史を持ち、河畔に見事な和風旅館建築を残しながら廃業し、他に買い取られている旧藤屋旅館をどう保存し、活かすかという課題もある。山本氏からは、旅館としての再建はむずかしい。町の条例で高層化はできなくなったし、熱海の起雲閣のように文化財として保存してほしい、という意見が出された。

湯河原の泉源地帯にある元湯通りもレトロなたたずまいがよく、もっと街歩きの魅力的な対象になるように通りの店も一緒に取り組んでほしいという要望もあった。会場からは、湯河原は今がみかんの花の香りがこうばしく、印象深い時期。農薬散布も減っており、みかんの実だけでなく花を摘むツアーなど観光に活かしたらどうかという提案があった。

温泉だけでなく歴史ある温泉街や建物、地域のあらゆる資源、産物を観光資源に活かしていく可能性をみんなで実感して、シンポジウムを終了した。（文責 石川理夫）

温泉地情報①

八瀬かまぶろ温泉「ふるさと」一かまぶろ入浴体験記

高橋祐次 (温泉観光士)

京都市郊外の左京区八瀬は、室町時代から天皇の行幸や葬送の際に輿を担ぐことを主な仕事としていた八瀬童子で有名な地区である。現在も八瀬童子会が組織されている。伝統を守るために資料の収集や保管に努めており、2010（平成22）年現在、資料741点が重要文化財として指定されている。

この八瀬には、日本の入浴文化の原点ともいえる釜風呂が復元保存されている。この地には、釜風呂に関して次のような2つの伝承が残っている。

1つは、1300年余前の壬申の乱で、後の天武天皇である大海人皇子が八瀬の地で流れ矢を背中に受けてしまった。この傷を癒すために八瀬の村人が釜風呂を献上したと言う伝承。いま1つは、1336（延元元年）、足利尊氏の軍勢に追われたた後醍醐天皇がこの八瀬に逃れた際、村人が釜風呂に御隠しになったという伝承である。因みに八瀬の地名の由来は、矢背＝八瀬というのが起源であるとされている。しかし、歴史的にはこの2つの伝承と地名の由来に関しては否定的であるようであり、三中院・寂光院等の歴史ある寺院へ誘う街道沿いにあることや比叡山への参拝口である八瀬比叡山口に位置することもあり、このような伝承が残っているほどの歴史ロマンを感じる地域であることには違いないと思われる。

現在、この復元保存された釜風呂は、旧大原街道の高野川沿い（八瀬近衛町・写真①）にある料理旅館「ふるさと」の敷地内に置かれている。この釜風呂は、江戸時代には数多く設けられ、1715（正徳5）年には16軒を数えたらしい。料理旅館「ふるさと」の敷地内にある釜風呂は、京都で行われた内国勸業

博覧会（1895・明治28年）を記念して復元されたようである。因みに、京都市の有形民俗文化財に指定されている。復元された釜風呂（写真②）は、かまくらのような形をしており、出入り口は狭く、寝そべて入るような造りになっている。中は6畳ぐらいの広さで、照明設備もないので、真っ暗ななかでの釜風呂入浴で、大変息苦しい入浴であったと思われる。一見炭焼き窯のように見える。「ふるさと」のホームページによると、入浴の仕方は「なかを十数時間焚き、内部の土全体が十分に火熱して焚火を出してから窯内上下の煤や焚きがらを清掃して床面に荒筵を敷き、床の上下に塩水を撒布しその中に入った」ようである。入浴するにも1日がかかりの大仕事であるだけに、身体への効能も大きかったのであろう。

さて、今回は現代版の釜風呂の体験入浴するため、昼食付入浴という利用（釜風呂のみの利用は不可）で「ふるさと」に予約を入れた。2名以上での申し込みしか受け付けていないのを何とかお願いして釜風呂のみでの入浴で入館することができた。

まず、釜風呂（写真③）で15～20分程度横になり、十分汗を出した後に隣にある内風呂（写真④）で汗を流すことになる。現代版釜風呂は、大人が少し頭を屈めて入るだけの前開きドアになっており、土間の上には大きめの筵が敷かれていて、その上には4枚のバスタオルが等間隔で敷かれている。天井に小さな蛍光灯が1本設置してあるので、復元された釜風呂のように換気が悪く、暗闇の中での不安感がない。正面には掛けてある温度計は45度を指しており、自動で温度を調整している。壁に掲げてある「舌代」（口上書き）

によると「……室内の採光も無し熱度の調節も不十分な上自然換気も悪かった……」ので、このように改良されたようである。土間に直接足を置くことができないぐらい釜が熱させられているものの、蒸風呂のような湿度がないため、心地よく発汗させながら横たわることができる。「一回凡そ十分乃至十五分位一日二回位一週間許りお続けに成るのが理想である」とも書かれており、湯治の1週間1巡りにも共通する内容である。

釜風呂を出た後に入る内風呂は、汗を流すだけのかかり湯程度のもと考えてよさそうである。湯疲れしないで釜風呂の効果を十分に発揮するには、長湯は禁物のようである。「舌代」に書かれていることを見習い、軽く身体を洗い、少し内湯に浸かってから上がった。入浴後は大変さわやかな気分になったことを付け加えておく。この和風サウナのよう

な釜風呂は、スーパー銭湯や日帰り温泉施設にも多く見受けられるようになった。但し、横になるのではなく、椅子に座って入浴するほうが主流のようである。全国には、いろいろな形態の釜風呂があり、私が体験した長野県渋温泉の「薬湯 信玄のかま風呂」もござを敷いた床に横たわる方式であり、薬草の匂いがきつくて即退散した記憶がある。温泉の歴史を調べていると、温泉地ではない地域の初期の入浴方法である石風呂・釜風呂の記述に出くわす。昔の復元された釜風呂ではない現代版の釜風呂であるが、共同浴場や湯屋の歴史に興味のある方にお薦めしたい施設である。

なお、八瀬かまぼろ温泉ということで、内風呂が温泉かと期待したのであるが、八瀬かまぼろ温泉は登録商標で、内湯は高野川の沢の水を使用しているとのことであった。



写真1 復元保存の「ふるさと」



写真2 京都市有形民俗文化財指定の釜風呂



写真3 「ふるさと」内の釜風呂



写真4 釜風呂の内部



写真5 「ふるさと」の内湯



写真6 八瀬かまぼろ温泉「ふるさと」
(注) 写真はすべて筆者撮影。

温泉地情報②

子供たちの考えるグリーンツーリズムの仕掛けづくりー井川の田代温泉

新田時也 (東海大学)

1 はじめに

静岡市の井川地区は、高齢化率が6割強のいわゆる「限界集落」の地である。幼稚園から中学校に通う子どもたちをすべて合わせても、十数人であり、高校はなく、中学校を卒業して進学する子どもは、親元からはなれて静岡市の中心部で、ひとり下宿生活をおくることを余儀なくされている。このような井川地区の最近の動きとして、この地の子どもたち(中学生)が積極的に、グリーンツーリズムを活用した「地域おこし」の活動を始めている。すなわち、1) 神楽、食文化、歴史、文学、などの多方面にわたる井川地区の独自の文化を、パンフレットやネットなどで都市部に発信することで井川のアピールを行う、2) それによって都市部の人々に「農村部の異文化」への関心を高めていただく、3) そして関心が高まった彼らをターゲットに、さらに「井川の自然」に触れに来てもらえるように、「グリーンツーリズム」を仕掛けるというものである。

2 井川中学校の2010年度の「総合的な学習の時間」

静岡市の井川地区は南アルプスの奥山に位置しており、静岡市内から北に向かって車で数時間かかるところにある。生活道路の整備も、まだまだ十分とは言いがたい。その井川地区の井川中学校で、2010年度に「井川のために今、私たちができること」をテーマとした総合的な学習の時間が設けられた。それは観光などの活性化を目的に、現在、井川地区が推進している「南アルプス・井川エコツーリズム：井川体験プログラム」の体験コースからヒントを得て、「自然」、「歴史」、「食」

の3グループに分かれての学習であり、結果のまとめとして、「こういうことを行ったら地域がより活性化し、多くの人を訪れるのではないか」ということを投げかけたものである。

その成果発表会が、12月4日に開催され、筆者はオブザーバーとして参加した。「井川の自然やおいしい食べ物、それに人柄の良さを、まちのひとたちにどンドンアピールして、井川を訪れてもらいたい」、「井川をじっくりと見てもらうために、車ではなく、鉄道・周遊バス・湖上渡船を組み合わせて楽しんでもらいたい」など、故郷井川の「これから」を、彼らは実に真剣に中学生らしく語ってくれた。

3 子供たちの考えるグリーンツーリズムの仕掛けづくりー井川の田代温泉

田代温泉は井川中学校よりも数キロ北にある畑薙ダム方面の温泉地である。数件の民宿や旅館が立ち並んでいるが、代表的な民宿に「ふるさと」がある。この民宿では、田代温泉の源泉(泉質はナトリウム・炭酸水素塩冷鉱泉)をパイプで引いており、猪の陶板焼き、鹿肉の燻製、ヤマメの塩焼きなど、井川ならではの食文化を料理に出している。子どもたちは、この温泉地を中心として、1) 自然や文化の体験、2) 新イベントづくり、3) ご当地グルメの開発と商品化を井川地区全体として取り組もうと、提言をしている。具体的には、「ダム湖の周遊」、「地元のお年寄りとの交流」、「やまめ釣り大会」、「井川方言の伝統食のアピール」、などである。討論会で、このような提案が子どもたちから続々と出さ

れたが、静岡市立井川中学校の安本重幸校長先生（当時）からは、「超過疎化に悩んでいる井川のために、子どもたちが一生懸命考え、行動してくれることに、喜びを感じています」、また、子どもたちの指導全般に携われた教職員の方々からは、「このような学習を経験した生徒たちが、将来何かしらの形で、ふるさと井川を担ってくれるよう願うばかりです」との考えを聞いた。

4 おわりに - 考察

子どもたちなりに、自分たちの故郷をいかに活性化させていきたいかという様々な考えを聞くことができた。とりわけ、彼らは、井川の温泉資源に対して、「温泉だけでは都市部の人へのアピールが小さい」という考えを持っているようであった。この点につき、筆者も同様の考えである。とくに交通に不便な温泉地であれば、季節に応じて、その地域の自然や食文化に触れることができる「体験」を温泉と組み合わせることが、温泉地の活性化に対して、ひとつの戦略になるものと考えている。井川の田代温泉の代表的な民宿「ふるさと」では、「しいたけ収穫宿泊パック」、「鹿

ハム巻き体験パック」、「お茶摘み体験パック」、「カブトムシ幼虫お土産パック」、「ブルーベリー摘み取りパック」などの井川ならではのパックを提供することで集客戦略を行っている。筆者としては、温泉は「こころの憩い」をもたらすものであり、都市部に住まう人々にとっては、まさに「こころのオアシス」である。その温泉と「体験」を結びつけることで、都市部の人々を「非日常」に触れさせて、周遊・交流を盛んにさせることができる点で、温泉地におけるグリーンツーリズムの可能性はとても大きいものがあると考えている。

「故郷に元気をつけたい」と考える子どもたちは、この温泉地を「都会のようなレジャーランドにして、観光客をよびこもう」とは、だれも言わなかった。「この故郷の自然や住む地元のひとたちの良さを分かってもらえるように、温泉とあわせて、交流や体験を提供したい」と、皆が考えているようであった。集客力の大きな温泉の資源と地元の文化や自然のよさをあわせるようにグリーンツーリズムが企画できれば、活性化にかなりの効果が期待できるであろうと筆者は考える。



写真1 民宿ふるさと
(注) 筆者撮影。



写真2 生徒達の発表会
(注) 筆者撮影。

温泉地情報③

広島市の歓楽街にある温泉－「音戸温泉」

新田時也 (東海大学)

1 はじめに

筆者は2011年の1月下旬、広島市の歓楽街、薬研掘にある「音戸温泉」を訪れた。この「音戸温泉」は歓楽街の中心にある温泉として、半世紀以上、広島市の人々に愛されている。筆者は広島市の出身であるので、当然ながら、「音戸温泉」の存在は知っていたが、「なぜ、歓楽街の中心にあるのか」については知りえていなかった。そこで、今回の訪問は、その歴史についての聞き取りを行うためのものであり、朝日新聞広島支局の記者も同行した。参考資料として、その取材記事を転用しておくが、「なぜ、歓楽街のど真ん中に温泉が？」との問いが、記者の興味心を揺り動かしたようである。ちなみに、記者は大阪から赴任してきたばかりで、赴任当初から、この「音戸温泉」の存在が気にかかっていたらしい。なお、朝日新聞の記事は、同社データベース事業センターから、転用の許可を受けている(承諾書番号: 11-0424、2011/02/10付)。

2 「音戸温泉」の歴史と現状

「音戸温泉」は店名であり、開業者の吉村芳量氏が広島県呉市音戸町の出身であることから、名づけたものである。1959(昭和34)年の開業で、現在は長男の吉村昌峰氏(2代目)が後を継いでいる。この「音戸温泉」の場所であるが、広島市中区にある中四国最大の歓楽街、薬研掘通りの中にある(写真1)。薬研掘り通りは約500mに渡り、飲食店や遊興施設などが建ち並んでいるところである。開業時には、まだ一般的な銭湯であったが、この地に自宅を有する開業者の芳量氏が、1972年から庭の掘削を始め、1984年にナト

リウム塩化物泉を掘り当て(地下850m)に成功した。以来、2代目の昌峰氏の現在に至っている。

3 おわりに

2代目の昌峰氏によれば、「72年当時、広島に温泉は無いとされており、事前の調査でもここを掘っても温泉は出ないと言われており、・・・周囲の冷たい視線を浴びながら、また、資金の問題で何度も採掘を諦めかけながら、採掘開始から12年後の1984年、地下850mの奥深くからの温泉の湧出に成功し、現在、広島中、そして県外の多くの方々に、気軽に楽しめる温泉として親しまれている」とのことである。夢を信じて突き進んだサクセスストーリーの温泉版といったところであろうか。



写真1 音戸温泉

(注) 筆者撮影。

音戸温泉

「都会の真ん中に温泉なんて、聞いたことがない」。広島市の歌楽街、薬研堀通りにある「音戸温泉」(中区田中町)を、東海大の新田時也専任講師(48)が29日、聞き取り調査に訪れた。何を調べに来るのか、どんな温泉なのか。記者も同行させてもらい、湯につかった。(山下奈緒子)

音戸温泉について、吉村芳雄さん(右)から話を聞く新田時也さん。広島市中区田中町の音戸温泉



湧く興味

リサーチ
(調べる)
eSearch
@薬研堀

繁華街魅力の源は?

東海大講師、聞き取り調査

身は広島市。日本温泉地学協会員で、観光振興と温泉について研究してきた。街の真ん中にある音戸温泉に関心があり、由来や地帯との関わりを調べに来た。昔の学会で結果を発表するという。

音戸温泉は、1959年に故・吉村芳雄さんが開業した。現在は長男の昌雄さん(56)が後を継いでいる。

昌雄さんによると、店名は、出身地の音戸町(現・呉市)にちなんだ。当初は水道水を使った焼鳥だった。72年から興地で探検を始め、84年、地下850円で温泉を掘り当てた。広島は火山がなく温泉が出ないと言われていたが、「マグマに向かって掘れば必ず出てくる」というのが昌雄さんの信念。自腹で探検したため、資金が尽きて中断することも度々。近所の人に「バカじゃないか」と言われながら掘り続けたという。

入浴料は大人400円。一般の銭湯と同じだ。泉質はナトリウム塩化物泉で、筋肉痛や関節痛、疲労回復などに効くという。20度の源泉を湧かす。約270平方メートルの館内には、受付と自動販売機があるくらいで、食事はできない。

新田さんが「もっとサービスしてお金を取らないですか」と尋

ねると、「400円くらいが、気を使わんで済。文句を言う人は来るなど言っている」と昌雄さん。サービスはないが、「つえをついていた老人が、帰る時につえを忘れた」とこともあるという湯を求め、日に1500人は集う。午後1時前の開店を待っていた南区の高木登さん(71)は「この温泉はワシにとって薬」。週に2、3回入りに行くという。

客は減少傾向だ。午前8時まで開けていたころは、風呂で寝込む客が多く、「起こすのが大変だった」と昌雄さん。探検が熱いので、昨夏から午前1時までにした。近くの飲食店やホストクラブの従業員が仕事帰りなどに汗を流すという。

新田さんによると、多くの温泉は、山や川など自然の中での離れを売りにして、サービスで付加価値をつけるのが常という。「最近の温泉はおもてなしに重点を置き、客を甘やかして遊んでいるところがあるが、ここは一切ない」と新田さんは驚く。「非日常を売りにするのではなく、日常の付き合いの延長上に温泉があるという新しい発見を学会で紹介したい」と意気込んでいた。

取材後、記者も湯につかった。湯はぬるめ。脱衣所でお年寄りに「あなたと私、服の匂いが合うわね」と話しかけられ、会話が始まった。

朝日新聞 2011年1月30日。
朝刊 27ページ。
朝日新聞社データベース事業センター
掲載許可承諾書番号 11-0424

学会記事

●日本温泉地域学会第18回研究発表大会・エクスカーション

来る11月5日(土)・6日(日)の両日、日本温泉地域学会第18回研究発表大会を青森県浅虫温泉で開催します。本年度秋季大会は東日本大震災復興支援をテーマとしたシンポジウムを行い、さらに、研究発表大会に引き続いて東北の温泉地の復興を支援するエクスカーションも実施します。なお、研究発表大会(第1部)とエクスカーション(第2部)の両方に参加されることを望みますが、エクスカーションの参加は自由です。スケジュールは下記のとおりですので、多くの会員の参加を期待します。

日本温泉地域学会第18回研究発表大会—東日本大震災復興支援シンポジウム &エクスカーションスケジュール

第1部 視察会・研究発表大会・シンポジウム

開催温泉地：青森県浅虫温泉

開催日：平成23年11月5日(土)～6日(日)

発表会場：浅虫温泉海扇閣 TEL.017-752-4411

宿泊施設：浅虫温泉海扇閣 TEL.017-752-4411

懇親会場：同上

視察会集合：11月5日(土)13:00 JR青森駅前(新幹線新青森から連絡列車利用)

受付：11月5日(土)16:30 海扇閣

11月6日(日)9:00 海扇閣

参加費：一般会員・賛助会員 2,000円、学生会員 1,000円

懇親会費：5,000円(学生3,000円)。学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費は宿泊費に含まれます。

宿泊費：学会指定宿泊施設を利用する場合、懇親会費・朝食込みの1部屋2名利用で1人当たり料金は1万2,000円です。

交通案内：新幹線新青森駅下車、連絡列車で青森駅・浅虫温泉駅へ。

第2部 エクスカーション(参加は自由です)

日時：11月6日(日)15:20 海扇閣玄関集合 マイクロバスで東北温泉へ

16:00 東北温泉で日本一黒いという温泉に入浴

17:00 マイクロバスで秘湯蔦温泉へ 交流懇親会・宿泊
宿泊費は1万2,000円

11月7日(月)9:00 蔦温泉～東北新幹線七戸十和田駅へ

10:43 はやて162号～盛岡乗換え～古川へ 乗換え

13:51 鳴子御殿湯着 鳴子温泉郷大震災復興支援交流会
東鳴子温泉 大沼旅館・勘七湯・まるみや分宿
宿泊費は1万2,000円

11月8日(火)9:00 東鳴子温泉で解散

研究発表大会・エクスカーションに参加される会員は、下記の参加形態によって郵便振替で学会事務局宛に相当金額を10月20日（必着）までに前納してください。振込によって大会参加申し込みとします。

また、平成23年度年会費（賛助会員：3万円、一般会員：4,000円、学生会員2,000円）未納の方も次の金額にプラスして送金してください。なお、研究発表大会非参加の会員も年会費の未納の方は送金をお願いいたします。

第1部参加

学会指定宿泊施設＋学会参加 : 12,000 + 2,000 = 14,000円（学生：13,000円）

懇親会参加＋学会参加 : 5,000 + 2,000 = 7,000円（学生：4,000円）

視察会・学会参加のみ : 2,000円（学生：1,000円）

第2部参加

蔦温泉宿泊 : 12,000円

東鳴子温泉宿泊 : 12,000円

なお、第2部参加の方の東北新幹線七戸十和田～古川、古川～鳴子御殿湯間の鉄道料金は各自支払いとなります。

郵便振替口座番号：00190-6-462149

加入者名 : 日本温泉地域学会

日程

第1部 視察会・研究発表大会・シンポジウム

11月5日（土） 13:00～16:30 視察会

13:00 JR青森駅前集合 15時まで青森駅前・青森港ウォーターフロントの見学
（八甲田丸・ねぶたミュージアム・特産品売り場・のっけ井体験など）

この間、個人的に三内丸山遺跡見学も可能

15:00 八甲田丸前駐車場集合 送迎バスで浅虫温泉へ移動

15:30 浅虫温泉で現地視察（湯魂碑・足湯・温泉集中管理）

16:30 会場の海扇閣で宿泊・懇親会受付 2名1室：12,000円

18:00 懇親会開会 懇親会のみ参加：5,000円

11月6日（日） 研究発表会（海扇閣）

9:00 受付

9:30 研究発表

12:10 昼休み

13:00～15:00 東日本大震災復興支援シンポジウム

第2部 エクスカーション（参加は自由です）

11月6日（日）

15:20 送迎バスで東北温泉へ

16:00 日本一黒い湯という東北温泉に入浴

17:00 送迎バスで蔦温泉へ

18:00 蔦温泉到着

19:00 東日本大震災復興支援交流懇親会

蔦温泉宿泊 12,000円

11月7日(月)

9:00 送迎バスで東北新幹線七戸十和田駅へ

14:00 東鳴子温泉到着

大沼旅館・まるみや・勘七湯に分宿:いずれも12,000円

16:00 東日本大震災復興支援交流懇親会は、大沼旅館の山荘で行います。

11月8日(火)

9:00 東鳴子温泉で解散

研究発表大会プログラム

11月6日(日)

自由論題 発表時間:20分(発表15分、質疑5分)

座長:小堀貴亮(大阪観光大)

9:30~9:50 木村昌司(筑波大院):岐阜県下呂市における地域住民の温泉利用とその特性

9:50~10:10 石川理夫(温泉評論家):菅江真澄が見つめた北東北の温泉文化・信仰

10:10~10:30 浅利浩之(東京国立近代美術館):温泉地の表象に関する俯瞰的考察
—イメージ生成とアイデンティティーの問題を中心として—

10:30~10:50 休憩

座長:山村順次(城西国際大)

10:50~11:10 内田 彩(立教大院)・井上晶子(立教大観光研究所):東日本大震災後の新聞報道にみる温泉地

11:10~11:30 谷口清和(青森県温泉地活性化研究会):3.11東日本大震災後の東北地方の観光状況と温泉地経営

11:30~11:50 浦 達雄・小堀貴亮(大阪観光大)・中山三照・Pholphanit(ラチャブリユック短大):タイにおける温泉観光開発

11:50~12:10 長島秀行(東京理科大)・後藤 淳(太田女子高):群馬県野栗沢温泉とアオバトについて

12:10~13:00 昼休み

シンポジウム

13:00~15:00 東日本大震災復興支援シンポジウム

コーディネーター:浜田真之(国際温泉研究院代表)

パネリスト : 蝦名幸一(浅虫温泉旅館組合長)

大沼伸治(東鳴子温泉大沼旅館)

谷口清和(青森県温泉地活性化研究会)

- 日本温泉地域学会第17回研究発表大会は、平成23年5月22日(日)・23日(月)の両日、神奈川県湯河原温泉で開催されました。この大会では、約60名の会員に加え10名ほどの町民も参加され、これまで以上の活気のある大会となりました。22日の視察会では、ボランティアガイドの方々による懇切な案内があり、湯河原温泉を再発見した会員も多く、心からの感謝を申し上げます。

23日は自由論題の発表の後、午後には富田幸宏湯河原町長の基調講演「湯河原温泉の現状と課題」があり、さらにシンポジウムでは石川理夫副会長の司会のもと、「湯河原温泉の活性化への取り組み」に関する討論が行われました。湯河原温泉旅館協同組合理事長・山本一郎氏、湯河原観光ボランティア菜の花会・深沢昌光氏、本学会員の大和田端乃氏による発言と会場からの活発な質問が出され、地元町民からの発言もあり、盛会裏に終了しました。ご支援をいただいた地元湯河原町の行政や観光団体・観光業者の方々に深謝いたします。

- 日本温泉地域学会主催の温泉観光養成講座は、6月11日（土）～13日（月）の3日間 熱海温泉で地域づくりをしているNPO法人エイミックとの共催で、「温シェルジュ&温泉観光士養成講座」の名の下に熱海温泉で実施され、約80名の多くの参加者が受講しました。本学会設立の趣旨にそって、温泉に興味を持っている多くの方々が、さらに温泉知識を身につけてよりよい日本の温泉地を築くために尽力していただければ幸いです。

例年のように、草津温泉でも第8回草津「温泉観光士」養成講座が9月4日（日）～6日（火）に実施されました。8月中旬に定員の50名に達するなど、受講者の関心も高まっており、宮城県や大阪・京都府など遠隔地からの参加もありました。また、男女を問わず20代～30代の若い世代とともに、60～70代の高齢の参加者も多く、毎度のことながら過密な授業に全員が真剣に受講している姿に講師一同心を打たれました。

- 学会誌「温泉地域研究」第18号（平成24年3月末刊行予定）の論文・研究ノート・書評・温泉地情報などの原稿を募集します。投稿希望者は学会のホームページ（日本温泉地域学会）にある投稿規程を順守して、平成24年2月15日必着で学会事務局へ投稿してください。さらに、2012年度春季研究発表大会（5月～6月予定、開催温泉地未定）での発表希望者は、2月末日必着で発表者名・発表タイトル・内容（100字程度）を葉書またはメールで学会事務局に申し込んでください。

日本温泉地域学会入会申込書

平成 年 月 日

会員種別	一般	学生	賛助 () 口
ふりがな 氏 名	印 (満 歳) 男・女		
団体名・商号 代表者名	印		
勤務・所属先名称			
所在地	〒		
	電話	()	
	FAX	()	
E-mail :			
現住所	〒		
	電話	()	
	FAX	()	
E-mail :			
研究・関心分野			
メールでの対応	可能	不可能	
研究会誌送付先	勤務・所属先	現住所	

*学生会員は学生証の写しを同封してください。

事務局受付日： 年 月 日

申込書送付先

〒 299-2862 千葉県鴨川市太海 1717
城西国際大学観光学部山村研究室内
日本温泉地域学会事務局
(yamamura@jiu.ac.jp)

電話：04 (7098) 2839

FAX：04 (7098) 2805

郵便振替：口座番号 00190-6-462149 加入者名：日本温泉地域学会

日本温泉地域学会役員

会 長	山村 順次 (城西国際大学)	
副 会 長	石川 理夫 (温泉評論家)	
理 事 長	濱田 眞之 (国際温泉研究院)	
常務理事	長島 秀行 (東京理科大学)	
〃	辻内和七郎 (箱根温泉供給)	
理 事	池永 正人 (長崎国際大学)	市原 実 (元山梨県立大学)
	浦 達雄 (大阪観光大学)	甘露寺泰雄 (中央温泉研究所)
	菊地 荘悦 (東鳴子温泉まるみや)	首藤 勝次 (竹田市長)
	只野 公康 (妙見温泉どさんこ)	中澤 敬 (草津町前町長)
	布山 裕一 (日本温泉協会)	古田 靖志 (下呂発温泉博物館)
	松崎 郁洋 (黒川温泉ふもと旅館)	森 繁哉 (東北芸術工科大学)
	八岩まどか (温泉評論家)	山田 等 (聖徳大学)
	由佐 悠紀 (京都大学名誉教授)	
監 事	中山 昭則 (別府大学)	谷口 清和 (温泉地活性化研究会)
幹 事	新田 時也 (東海大学)	小堀 貴亮 (大阪観光大学)

任期：2009（平成21）年5月25日～2012（平成24）年春季大会

温泉地域研究 第17号

2011年9月30日発行

編集・発行者 日本温泉地域学会

〒299-2862 千葉県鴨川市太海1717
城西国際大学観光学部山村研究室内
(yamamura@jiu.ac.jp)

電話 04 (7098) 2839

FAX 04 (7098) 2805

振替 00190-6-462149

名義 日本温泉地域学会

印刷所 株式会社 こくぼ

〒260-0843

千葉市中央区末広3-3-10

Journal of Studies on Spa Region

No.17
2011.9

contents

Articles

Asylum as an Attribute of Spa Region

— Prohibitions issued in the Sengoku Era and Proclamation of the Neutrality
of Spa Regions in the European Modern Age—

..... Michio ISHIKAWA (1)

The Development of Facilities for Spa Tourism in XiaoTangShan, Beijing

..... Tatsuo URA (13)

Research Note

Recovery Efforts of Spas Impacted by the Great East Japan Earthquake and Tsunami

..... Junji YAMAMURA (21)

Lecture

Present Condition and Problems of Yugawara Spa Yukihiro TOMITA (29)

Symposium

Efforts for the Activation of Yugawara Spa (33)

News on Spa

Experiences at the Yase-Kamaburo Spa, Kyoto City Yuji TAKAHASHI (36)

A Plan for Development of Green Tourism by the Students of Ikawa Junior High School
at Tashiro Spa, in Shizuoka City Tokiya NITTA (38)

Ondo Spa in the City Center of Hiroshima City Tokiya NITTA (40)

Notes and News (42)

Regional Science Association of Spa, Japan

c/o Department of Tourism, Josai International University, Kamogawa 299-2862, Japan